

第四十回 参議院農林水産委員会會議録第二十六号

昭和三十七年四月十日(火曜日)

午前十時二十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 梶原 茂嘉君
理事 石谷 憲男君
櫻井 志郎君
森 八三二君

委員

青田源太郎君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
木島 義夫君
重政 廣徳君
仲原 善一君
藤野 繁雄君
清澤 俊英君
戸叶 武君
天田 勝正君
千田 正君

政府委員

農林政務次官 中野 文門君
水産庁長官 伊東 正義君
水産庁次長 村田 豊三君
事務局長 常任委員 安樂城敏男君
会専門員

説明員

水産庁漁政部長 林田悠紀夫君

本日の会議に付した案件
○漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八部

農林水産委員会會議録第二十六号 昭和三十七年四月十日【参議院】

○委員長(梶原茂嘉君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

漁業法の一部を改正する法律案(内閣法第一三三三号)、水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣法第一三三三号)、以上いずれも参議院先議の二案を一括して議題といたします。両案に対する質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○清澤俊英君 ただいまの理事会の結果報告で午前中云々という話がありましたけれども、ときによつては午後を持ちこすことになるかもしれません。その点は委員長において十分ごしんしゃく願いたいと思います。

そこで、私はこの質問を申し上げる前に一応自分の心境を申し上げます。ならば、漁業と一口に言ひましても、内水面漁業の状態や沿岸漁業の一部の状態は大體知ることができると思ふのですが、大體の人がこういふものかというやうなことがわかるかもしれないけれども、それ以上のことになりますと、これはおそれることは本委員会の大部分の人がわからないのじゃないか。それでこの法案が出ました直後、私は二、三の人からこういふものが出て、何が何だかさっぱりわからないから、ひとつ清澤君とか水産庁と話をして船に乗ってこれが沖合い漁業であるとか、遠洋とか何とかなんことを少しばかり見学して、それからかかつたらいいじゃないかというやうな話も聞きました。それが、それはなかなか容易でない問題だ。君らがいろいろ言うけれども、実際二十五トンや五十トンの船に乗つ

て、そして二日もかかるやうなところに行つてやつてみたから、てんでからだもたいへんだらうから、それも覚悟の上ならさういふことを考えてもよろうけれども、まあ不可能な状態だろう、そんなことでやめておいていただく。実際問題としてはわからぬのが中心になつてゐる。したがひまして、いろいろしつうとの質問をするわけでありますので、愚問が非常に多いと思ひます。がしかし、その愚問に対しては、わからぬものに懇切丁寧にひとつづつ関係当局からお教へ願ひたいと思ひます。

それで一番先にお伺ひいたしますが、いろいろ関係法案並びに資料等を見ておきますと、まず目につくのが第一番目に遠洋漁業、沿岸漁業、沖合い漁業等いろいろの名称が出ております。この名称の区別がはっきりとわかりませんので、こういふものを中心にしてひとつ、幸い資料の中にだいたいさういふものを詳しく書いたやうなものもありましたので、さういふやうなものを中心にして、大體どういふやうなものを中心にしては区別があるのかというところをあらかじめひとつ教えていただきたいと思ひます。この前ですね、漁業調整法並びに價格安定法を昨年やりました際には、やはりこれはお伺ひしておりましたが、沿岸漁業といふものは、大體一日くらいで帰ってくるものだ、一日くらい以上の作業をやるものだ。それから沖合い漁業といふのは一週間くらいである。それから遠洋漁業といふものは、一カ月も二カ月もやるんだ、こう

いうやうな大ざっぱな表現で聞いておりました。が、いろいろやつておるうちに、同じ沿岸の中でも沿岸漁業等といふものが出てきたり、沿岸沖合い漁業等といふものが出てきて、沿岸沖合い漁業と何らかの区別をしてきたり、さういふやうなものがあつたので、さういふものを懇切丁寧に教へていただきたい。

○政府委員(伊東正義君) 今先生漁業の区別の問題お話しされましたが、現行法にあるのは、沿岸漁業といふのは十四条に規定しております。それからあと出てきますのは、指定遠洋漁業といふのが五十二条に規定されてくるわけでありまして、法律的には今ありますのは、十四条の第六項の一号に現在規定がございます。これは「その組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業」ということでございまして、ここで五十二条のいわゆる指定遠洋漁業は除いてあります。法律的に言ひますと、現行法は指定遠洋漁業を除いてあります。それからカツオ、マグロ漁業で母船式の漁業を除くと「総トン数二十トン以上のスクリーナーを備える船舶により釣又ははうきはんえなわを使用して」これこれをする漁業といふやうなものを、ここに沿岸漁業として規定してあるわけでございます。これが今度は一年に三十日以上といふのが、九十日以上といふふうに変えてあります。十四条に沿岸漁業といふのがございまして、それからそのほかに、現行法では五十二条に指定遠洋漁業といふものを規定いたしております。

ます。これは大型捕鯨とか、以西トロールとか、以西底びき、遠洋カツオ・マグロ漁業をここに指定遠洋漁業といふふうの規定しております。現行法では法律的には十四条に沿岸漁業の定義があり、それから五十二条に指定遠洋漁業の定義があるというところに実はなつております。今度改正の法律では、指定遠洋漁業といふのをやめまして、指定漁業といふことにしまして、大臣許可は全部指定漁業といふふうになつたわけでございます。それでいふゆる政令でこれはきめていくということにしまして、指定遠洋漁業といふものはやめまして、今度の法律で出て参りますのは、沿岸漁業は十四条の三十日以上であるといふのを、九十日以上であるといふふうに変えまして、ここに十四条に出て参りますが、そのほかには指定漁業という言葉だけでございます。でありますので、たとえば指定漁業になりますと、何トン以上とかいふ問題は、これは政令で書くというところにいたしましたので、法律的には先生おっしゃいました遠洋漁業といふやうな言葉は出て参りません。変えまして指定漁業として、それは大臣許可漁業、そしてそれは政令できめていくといふふうにしたわけでございます。沿岸漁業だけは十四条に出てくるわけでございます。それで資料等につきましては、今漁政部長からお答えいたしますが、法律的には沿岸漁業といふのは、十四条に出てくるだけでございまして、そのほかにはいふゆる沖合いでございますかと、あるいは遠洋

漁業という言葉は、法律的には実は出てきておりません。あとお配りいたしました資料につきまして漁政部長から御説明いたします。

○説明員(林田紀夫君) 沿岸、沖合い、遠洋漁業の区別につきまして、お配りしてある資料の七ページをお開きいただきますと、そこに各漁業別漁獲量が出ておるわけがあります。それでここに沿岸漁業、沖合い漁業、遠洋漁業と出ておまして、ここで沿岸漁業と申しておりますのは岸から日帰りとか、あるいは必ずしも日帰りではありませんが、比較的近いところにおいて営んでおる漁業を沿岸漁業というふうに申しております。この資料で沿岸漁業としてあげました魚種は、イワシの刺し網とか、ニシンの刺し網あるいはイカ釣、小型底びき、地びき、船びき、大型定置、小型定置、それから貝を取る漁業とか、あるいは海藻を取る漁業というようなものをあげております。それから沖合い漁業につきましては、中型底びき、揚繰きんちやく、サママ棒受、サケ・マス流し網、サバ羽釣、サバ一本釣、マグロはえなわ、カツオ一本釣をいっております。カツオ一本釣とマグロはえなわは二十トン以下であります。それから突棒、これを沖合い漁業として取り上げております。その他の漁業を遠洋漁業と申しまして、遠洋漁業は先ほど長官から答弁いたしましたように、指定遠洋漁業のようなものではなく、母船式のようなものが入っております。特に名をあげますと、以西トロールとか、以西底びきあるいはカツオ一本釣の二十トン以上、マグロはえなわ二十トン以上、母船サケ・マス、母船カニ、母船トロール、遠洋トロール、アラフラ海

白蟻貝というような、外洋の漁業を遠洋漁業というふうに規定いたしております。それでこの資料にありますように九十一一年で沿岸漁業七十七、沖合いの比率で占めておまして、沖合い、遠洋漁業で二三というふうなことであったのですが、だんだん沿岸漁業が占める比率が少なくなつて参りました。三十五年に至りますと三九、ほとんど半分程度に減つてきておまして、沖合いが三七、遠洋が二四というふうなふえております。

○清澤俊英君 問題になるのは、私は沖合い漁業で、ここに区分せられた沖合い漁業の中でどれくらいが部分が沿岸漁業として取り扱われて入つてくるかというところは、問題はこの参考資料の七ページの沖合い漁業というものは、大体が知事許可の対象になる部分が多いと思ふのですが、いわゆる大臣許可の分は、大体指定漁業として大洋を中心にした母船であるとか、あるいは指定漁業として何々のトロールとかなんとかというところ、大体われわれとしてはこれは考えられますが、ところが、この沖合い漁業というものになりますと、知事許可が非常に多いのじゃないか、そうじゃないですか、私はそういうふうに考えている。その中で一つの沿岸漁業の中から、だいたい沿岸漁業等という言葉のうちからそつちへ入つてくるものが多いのじゃないですか、こういうような感じがします。

る範囲のものを中心に考える。ところが、それ以外のものとして最近この何かやつておられますうちに沿岸漁業等というひとつの同じ漁業の中でも、あるいは免許であるとか、それから漁業権漁業以外の何かひとつそこにあるのじゃないか、こういうようなことがちよつと考えられるのです。しろうとですか。そうすると、その考えられた分とその全体がある沖合いまで出て、そしていろいろの漁業をする上の漁獲、それから漁獲の形式等によって、いろいろ知事許可がそこに出てくるのだ、こういうふうに一応考えてみたいのです。それで知事許可というものは、全部沿岸漁業とみていいのですか、どう

ても、この沖合い漁業の中でも規模の大きいものは大臣許可になっておりますし、それ以下のものは知事許可にいたしております。また、沖合い漁業の中の自由漁業もこれはございします。そういうことで沿岸漁業は大体漁業権漁業、知事許可漁業、自由漁業も入っておりますが、というふうにお考えになつてけつこうではなからうか。沖合い漁業は、これは知事許可も入っておりますが大臣許可漁業が多い、遠洋漁業になりますと、これはほとんど大臣許可漁業というふうにお考えになつていいのじゃないかというふうに思ひます。

内でも問題が多いのでございします。底びきのような問題が似た問題だといふのでございします。これは船びき漁業と動力船だけを除いたのでございまして、そのほかにつきましては、あとは知事許可に持つていきましたから、そのほかのものにつきましては、動力船使つてもこれは差つかえないといふことになつておまして、共同漁業は全部動力船を使つてはいかぬのだというふうには実はいたしておりません。船びきだけは瀬戸内海で非常にいろいろ問題がございまして、現行法もいろいろに書いておいて、実は通達で、動力使ふものは除くと、共同漁業権から除いたようにして免許をしなさいというふうな指導を実はしておりますので、それを法文に書いたわけでございます。

○清澤俊英君 そこで私は迷うです、迷うのが、第三種共同漁業の際には、全部これは動力船以外のものだと、無動力船を使うのだ、この規定でなつておるのじゃないかと思ふのです。今度の改正では、ところが最近この表を見ますと、相当の無動力船もありまして、ほとんど何らかの形で推進機を持った小さい船ですね、ほとんど出ておるのじゃないかと思ふのです。ただこれだけのものだとすると、実際問題として三種漁業になるといふ、共同漁業権を与えられて、地先漁業をやつて、地びきを引いたり、地びき網漁業をやつたり、船びきというようなものをやつてみましても、ほとんど、こんなものは今消滅して、なくなつておるのじゃないかと思ふのです。実際問題として、結局五トンもしくはそれより大きい船に推進機をつけて、そうして三里なり四里なり沖へ

が、それ以外のものとして最近この何かやつておられますうちに沿岸漁業等というひとつの同じ漁業の中でも、あるいは免許であるとか、それから漁業権漁業以外の何かひとつそこにあるのじゃないか、こういうようなことがちよつと考えられるのです。しろうとですか。そうすると、その考えられた分とその全体がある沖合いまで出て、そしていろいろの漁業をする上の漁獲、それから漁獲の形式等によって、いろいろ知事許可がそこに出てくるのだ、こういうふうに一応考えてみたいのです。それで知事許可というものは、全部沿岸漁業とみていいのですか、どう

○政府委員(伊東正義君) 今資料を御説明いたしました、ここに書いてあります沿岸漁業ですね、これは先ほど御説明申し上げましたが、いろいろ貝を取りましますとか、イワシ、ニシンの刺し網とかいろいろ申し上げましたが、この漁業なんかは漁業権に基づく漁業にみえ入つております。そのほか知事許可漁業も入っております。それから自由漁業は許可も要らぬ、免許制も要らぬ漁業もこの中に入つております。沿岸漁業の中には大臣許可のものもございします。それから沖合い漁業になりますと、これは大部分が大臣許可になります。大部分が、しかし、沖合い漁業の中でも知事許可漁業もございします。たとえば、まき網でいきますと、今度の法律で四十トン以上は大臣許可にいたしております。四十トン以下はまき網は、ところが、四十トン以下は知事許可でございします。これは沖合い漁業という中に入っております。それで、漁業の種類によりまし

○政府委員(伊東正義君) 今度法律で変えたのは、この船びき漁業、これは、この中で動力船でやるものは、これはひとつ知事許可漁業にしたらどうだろうか。これは非常に相当沖へ出てきておられますので、こういうものはひとつ漁業権という漁業からははずして、知事許可漁業にしたらどうかといふことで船びきだけ、これは特に瀬戸

内でも問題が多いのでございします。底びきのような問題が似た問題だといふのでございします。これは船びき漁業と動力船だけを除いたのでございまして、そのほかにつきましては、あとは知事許可に持つていきましたから、そのほかのものにつきましては、動力船使つてもこれは差つかえないといふことになつておまして、共同漁業は全部動力船を使つてはいかぬのだというふうには実はいたしておりません。船びきだけは瀬戸内海で非常にいろいろ問題がございまして、現行法もいろいろに書いておいて、実は通達で、動力使ふものは除くと、共同漁業権から除いたようにして免許をしなさいというふうな指導を実はしておりますので、それを法文に書いたわけでございます。

○清澤俊英君 そこで私は迷うです、迷うのが、第三種共同漁業の際には、全部これは動力船以外のものだと、無動力船を使うのだ、この規定でなつておるのじゃないかと思ふのです。今度の改正では、ところが最近この表を見ますと、相当の無動力船もありまして、ほとんど何らかの形で推進機を持った小さい船ですね、ほとんど出ておるのじゃないかと思ふのです。ただこれだけのものだとすると、実際問題として三種漁業になるといふ、共同漁業権を与えられて、地先漁業をやつて、地びきを引いたり、地びき網漁業をやつたり、船びきというようなものをやつてみましても、ほとんど、こんなものは今消滅して、なくなつておるのじゃないかと思ふのです。実際問題として、結局五トンもしくはそれより大きい船に推進機をつけて、そうして三里なり四里なり沖へ

出て、一本釣りやったり、いろんな作業をやっていると思うのです。そこへ許可漁業というものが相当のトン数を持つてきて底びきなどをやりますね、なかなか実問題、調整委員会などはある浜から七海里までは、これは旧来の沿岸漁業の区域だとしてきめてありまして、相当遠い基地から力のある二十トン、もしくは二十五トンぐらいの底びきなどがやってきて、ばあつとつてしまふ。全部とつてしまふ。見つけたところでこちらの船は五トンや十トン以下のごく力のない、足の弱いものですから、ものも言わずに通けてしまふ。結局こういう法律がありまして、その効用というものはおそろく発揮してないのじゃないかと思ふ。そういう船に対してこの漁業法を今こういつて改正していただきまふと、また、そういう点に対する、厳格な沿岸漁民の漁業権を擁護するようなものに対する考え方がちつとも出ていないのじゃないかと思ふ。結局力の関係において片端から追いまぐられていく。こういうようなものが、私は法律はどういうふうないろいろな書かれておるか知りませんが、どうも、どうも、そういうものをカバーするものがあるかもしれないが、実問題としては、そういう形で進んでいるのだ。もつとはつきりとした線です。そういうものをきめていく何かのきめ手の法律の強いものが私は要りやうだと思つてゐる。そういうものは一つもないのです。そういう点についてひとつお伺ひしてみたいと思ひます。

○政府委員(伊東正義) お配りしました資料の十三ページに大体漁業種類ごとでどんな漁獲金額になつてゐるかという表がございます。先生七ページの質問をされましたが、十三ページの昭和三十三年でございますが、大臣許可漁業が金額でいきますと四七%くらい占めております。それから知事許可漁業が二〇%、漁業権漁業が二〇%、自由漁業が二二・七%というふうになつておりました。これはからんになつておりました。これはさきさきの漁業でございます。沖合を含めた大臣許可漁業が大体漁獲高の半分、それから先生の今御質問になりました漁業権に基づきます漁業が約二〇%でございます。それで先生おっしゃいますように、漁業権漁業はもつともは比率が高かつたのでございます。これはたしか私の記憶では四〇とかさういふような高い比率であつたのでございます。が、だんだん漁法の発展その他によりまして、大臣許可漁業というふうなものがつつと遡洋、沖合でございまして、比重が高くなつてきたといふことは、これはたしかでございます。漁業権漁業につきましては、二〇%。その前のページを讀んでいただきますと、漁家の経営体、二十三万のうち十九万くらいが漁家で、漁獲金額は一八%くらいというふうなことで、大体漁業権漁業、許可漁業を見ますと、これが漁獲高では比重が少なくなつてゐることは、これは確かでございます。これは漁法、その他の発展によりまして、これはさういふことになつてきます。これは、私はある程度さういふことはやむを得ぬといふふうに考へるのでございますが、私もさういふことは、それじゃ先生のおっしゃいますように、許可漁業なり、漁業権漁業についてあまり保護してないんじゃないかという御質問でございますが、法律的には、漁業権に基づきましては、先生御

承知のように共同漁業権は、これは組合のほうは一切共同漁業権は持たせません。それから区画漁業権でも真珠とか、そういう経営者免許のものとは違ひますけれども、団体管理漁業権といひまして、ノリ、カキといふものは大部分は組合でございます。それから定置漁業につきましても、これはある一定の要件を備へますと組合がつつとこれは優先順位が高くなるというふうなことで漁業権に基づきましては、組合といひますか、沿岸の人になるべくいくといふこと、さういふ法的な措置もつております。しかしこれを犯します場合には、これは物権としてみなすといふこと、独占排他的な権利としてやつておるわけでございまして、そのほかにこれは大臣許可等の運営でございまして、今底びきのお話でございますが、特に沿岸と衝突します底びきにつきましては、だいたい広い禁止区域を作つて、沿岸には底びきが入つてこないやうにしようということ禁止区域、特に底びきと沿岸の関係は昔から歴史的に衝突のある問題でございます。禁止区域等を設けまして沿岸に近い寄らぬやうにしますとか、あるいは産卵期や何かに魚を取らせぬやうにするとかいうやうなことで、なるべく沿岸の漁場は、沿岸の人に確保していくといふやうなことを実は行政運営でやつておるわけでございまして。先生御指摘のやうなことになるまいやうに、沿岸の人の漁場について、これは特に沿岸の人が優先的に使へ、ほかの者が、大会社が入つてきたり、底びきでかき回したりするといふことはしないやうにしようことは、法律で漁業権の保護をしますと同時に、大臣許可、知事許可等につきましてもさういふ禁止区域

を作つたり何かしまして、沿岸との摩擦を避け、沿岸の人の保護をはかるといふことは、実はやつております。ただ、それで十分であるかどうかといふことは、いろいろ問題がございますが、私どもの基本的な態度としてはさういふことでやつております。

○清澤俊英君 私は今申しましたのは、さういふものはあるでしよう、あつたがしかしほとんど実行せられないでほかの者に現実に侵されておる。今私は見ておる。だからさういふところは七海里までは沿岸でおやりなさいといふやつておいてそれをやるのだけれども、底びきを持つてきてはつとやつてしまつておる。さて来たからといって追いかけて出ていつても、足が違ひし、機動力が違ひし、さつさと逃げていつてしまふ。したがつてさういふ地点で特殊の魚類が相当取れておつたやつが一つも取ることができない。さういふ現実がある。さういふところばかりでなく、方々にさういふ形が出ておるのじゃないか、さう思はれておるのです。それからあなた方がきめられたとおりに動いておれば、問題は起きない。実際問題はさうじゃない。だからさういふことが全然わからぬじゃないが、あなた方よくおわかりであつたらば、さういふ形ででき上りましたものに對しては、もう少し何か法律の建前を力強くする方法を考えられなかつたのだらうか、さういふことなんです。あなたの言われたとおりなんでも、それがなかなか実行できない。さういふことなんです。

○政府委員(伊東正義) 確かに先生のおっしゃいましたやうなことは絶無でございます。さういふことです。三十五年でございますが、底びきの規則違反であつたのが約百五十件くらいでございます。それで実は従来は取り消し等はやらなかつたのでございまして、つい最近では底びきの許可の取り消しといふことも、悪質なもののについてはやりました。特に底びきは沿岸漁業との関係がございまして、さういふことについてはひとつ嚴重にやろうといふことで、従来ほとんどやりませんでした。許可の取り消しといふことも、実は愛媛県の底びきについてもやつたことはございまして。先生おっしゃいますやうに絶無とは申しません。百五十件くらい違反をつかまえたことがありますが、それから、つかまらぬ違反を加へるとまだかなりの数になるわけでありまして、私どもこの点に關しましては、特に底びきについては沿岸漁業との関係がございまして、嚴重にやつていこうといふことで、実は重い処分としてやつたといふことでございまして、将来も特にこの沿岸漁業に關しましては、さういふ点は私はきつとやつていきたいと思つております。

○清澤俊英君 これは私のほうは、社会党のほうとしてはさういふ実情を強く見まして、さうしていづれ沿岸漁業法を審議の際には、その点を非常に強く打ち出して、もつと漁区を、沿岸漁民に対する漁業地区をただ無効力船だけでなく、さういふものにも延長さして、さうしてある区域を保障してやらなければならぬのじゃないか。さういふ考え方が強いのです。だから、それはいづれ沿岸漁業法の審議の際に、今の話は譲ります。

ここで伺ひたいのは、この漁業を見てみますと、非常に親切に審議があるやうに見えます。だが、さういふ

ものをばつと出したように簡単に書いてあるようにも見えます。それでよく見て参りますと、この提案は、あれもこれもというふうなものがいろいろ出ておりますが、主眼ですね、提案目標というものがはっきりしておらない。どれもこれもみんなあれもやるのだから、もうやる、こうやってそういう形にはなるでしようけれども、そういうふうなふうに見えますので、したがうまして、この法案を審議していく上に、どう考えたいのじゃないかと、いうことで、この間からいろいろ考えてみて、何と申しまして海のこと、はあまりわからぬですから考えがつかない。ここで大体は漁業制度の改正というものが主となって漁業権の免許の問題であるとか、知事、大臣の許可の問題であるとか、そういうふうなものを中心にして、まあ、結局するならば、漁業の海面における漁獲場の混雑を防止することをいゆる調整するものが主となっているのじゃないか、そういうものが主となっているのじゃないかと、こゝろにふりかへて考えるのであります。漁業秩序を保持させる、そうして混雑をなくそう、こゝろにすることが主であつて、他のものがいろいろ言われておりますけれども、それに対してあまりはつきりした線が並行して出ておらないのじゃないかと、こゝろに思ふ。それで、この説明を見ても、さうでしよう。沿岸漁業というものは大体において、何か今沿岸漁業が伸長してくる部分のものと、それからだんだん衰微していくものがある、一応伸びていくようなものは、これに対して十分な伸長のできるような方法を考えるのだと、今伸びていけない、今も言いますと、おりの船を使つての漁業、こ

ろいものについては、近代的な装備をするとかどうだとか、いろいろ申し述べられてありますけれども、それらに対して、ただいま申ししますと、おのり、あまりはつきりした制度がこゝろに見られない。それから沖合い漁業等にしましても、提案説明においては、漁業の種類、経営規模により生産性の格差が著しく、その経営は必ずしも健全とはいわれておらない。そういう中へ今度沿岸漁業から、今まで無動力船であつたようなものが、ほとんどこれから実際の漁業がなくなつて、さうしてそれを漁業等という一つの項目を中心にして近代化した船を持たせ、漁具を持たせ、さうしてこの沖合いに出してやる、混雑の中に出してやる、するならば、そこに沿岸漁民としてのまた一つの筋が通つておらないけれども、さういふものがこの中に一つも見ることができない。提案の中に見ることができないと同時に、法案の中にも私はあまり探し出すことはできない。だから、これは結局、提案理由の説明では沿岸漁業はこゝろに状態、沖合い漁業はこゝろに状態、遠洋漁業は外国によつてだんだんと生産の場を狭められてきている。だが、漁業自身の実質はだんだんと近代的な進歩をして、船でも漁具でも、またこれを漁獲する技術でも、非常に進歩している。したがつて、逆に漁獲の広域性を越しているのだと、それは沖合い漁業の場合でもさういふことはいわれる。沿岸漁業の場合でもいわれる。それをただいろいろの許可漁業等、あるいは免許漁業等の形で、一応その混雑を防止して何とかやつていこうとしているだけの話で、さう見えないのです。それがしかも明確な、どれほどなっている

のだからそれをどうするのだ、沖合いは沖合いでこれは非常にめんどろだと思ふのですがね。だから書き切れるものではないですけれども、さういふものをどういう方向づけをして、どういふ意図で書かれたのか。私は少なくとも漁業法の中には漁獲の問題、それから今のような秩序の整備の問題、したがうまして、漁具、漁船、漁獲法等におけるこれからのあり方の問題等が相当もつと詳しく規定されて出て、その上立つて本案がでなければならぬ、さういふ点ではないかと思ふのです。まあ、さういふ点、私がさつきから言いますと、こゝろ、この法案の根柢といふのは、ただ一つの海域における混雑と秩序を緩和する、こゝろに気がつておられたように見えますが、この点はどうなんですか。

○政府委員(伊東正義) 御質問にございまして、今度出しております法律は、漁業法と水協法の改正と沿岸漁業等の振興と、三本でございまして。先生のおっしゃいました、一体たとえば沿岸漁業等はどういうふうな持つていくのだというふうなことは、これはまあ漁業法の分野でございまして、これは漁業法というものは漁業に關します基本的な制度を作つていこう、さうしてその制度のもとで水面の総合的利用をしていこう、生産性を上げていこうといふのが実は目的でございまして。それでこれは基本的な制度を作ること、さういふので、先生のおっしゃいました沿岸漁業をどういうふうな持つていくのだというふうなことは、実は沿岸漁業等振興法で、あそこで特に沿岸漁業については構造改善事業をするとかやつていくというふうなことで実は

取り上げたわけではございません。それに關しますと、農林漁業金融庫法、その改正によりまして、沿岸漁業者に安定化資金を貸すとか、あるいは近代化資金を貸すというふうな、金融の裏づけはまたそれだけでございせんけれども、公庫法の改正を実はやつたわけではございません、それで先生のおっしゃいました沿岸漁業等については、特に今申し上げました振興法等でさういふことと真正面に取り組んでおるわけではございません。水協法につきましては、これは漁業協同組合といふものを、経済団体として強くしていこうといふことに割り切つておりました、それでできれば、組合員といふものは質の同じ人でまともなやつらだ、経営者等を正組合員にして従事者は准組合員にするといふようなことができないといふようなことをいたしまして、協同組合は経済団体として、もちろん漁業権の管理主体ではございまして、経済団体として強くしていこうといふのが目的でございまして。漁業法につきましては、先ほど申し上げたような基本的制度でございまして、この中で清澤先生おっしゃいますような問題は、漁業権につきましては、これは大部分のものはその協同組合でやりますとか、あるいは大臣許可でも、従来は書いてなく、新規な場合は引きだなんて法律に書いてあるわけではございませんが、くじ引きというふうなことでなくて、やはりその中に書いておられますが、沿岸の人が漁業振興をして沖合いに出てくるというふうなことに對しては、ひとつ優先的に新規許可をする場合には、考えようじゃないかといふような考え方も入れまして法律改正は実はして

例とかそういうものが基本設計圖の上に立っている。いろいろの法律ができてき

○清澤俊英君 今ちょうどその問題が出ましたからお伺いしておきますが、これについては、だいぶ初期には水産庁としては決定的な弊害を除去するための強い態度をとられた、こういうことは聞いている、第一次案では、漁業法第一次案というのがあったんでしょ。それが出ますと、きゅう然と関係漁業者のほうから世論がわいてきて、そして今でまだ許可漁業権に対する何といえますか、権利金というんですか、これは残っているという話なんですがね。現に、サケ・マス の独航船のごときは、一トン約九十万円から百万円の権利金だという。から手でもつてちょこんとそれをもらって九十万円だの百万円だの。だから、よほど金のあるものでなければそれを買取して新しい漁業に乗り出すということはできないわけです。それを今すぐ取るには非常になむずかしさがあるでありましようが、実際問題としては、今伊東さんが言われるほど、その点は制圧してないんじゃないですか。私はそのしりのほうは調べてないんです、正直に言え。複雑多岐にして、なかなかかわれわれが一ぺんぐらゐ読んだつたって、しつぽをつかむわけにはいかないんですよ。そういう話がありますが、その点はどうなんです。

○政府委員(伊東正義君) 今先生おっしゃいましたように、第一次案を出しましたときに、いろいろな批判がございました。私ども、こういう根本的な制度でございますので、各方面の意見を開こうということで出しまして、ブロッカ会議をやったり、いろいろやつたわけでありませう。そのとき問題になりましたのは、特に大臣許可だけで申し上げますと、一斉更新、今度は、あ

る許可期間、五年なら五年が来ますと、たとえばカツオ、マグロならカツオ、マグロについて一斉に新規許可を出すという一斉更新のやり方をしたわけでございます。今の法律でいきますと、一斉更新はとりませんで、ほつばつ人によって、カツオ、マグロでありますと、許可の期間が一斉に切れるというんじゃないなくて、ばらばらに切れるわけでございます。これを一斉に期間をそろえよう、そしてそのときに資源の問題とか、あるいは漁業調整の問題を再検討しようという案を出しました。これは、今度の法律は一斉更新になつております。そして改正したんですが、その場合に、実績者の善意無過失でやっている実績者が全然もらえないことになるということで困るんじゃないかということが一つございまして。私どもはこれにつきましては、漁業法違反をやっている人でなくて、善意にやっている人で、資源の面からまた許可できるというところであれば、そういう人にはこれはまた許可をあげるということは、当然だというふうに考えまして、これはこの規定の中にそういう文句も入れたわけでございます。もう一つは、転々自由に譲渡することは、これは押えようとしたことは確かでございます。しかし、いろいろその後検討いたしましたして、この法律の中身に書きましたのは、全部禁止ということではなくて、ある程度といいますか、若干窓をあけよう。しかし、その窓は広い窓じゃなくて、狭い窓だ。たとえばある資源の関係等でどうしても転換を、たとえば底引きから何かほかの漁業に転換する、あるいは沿岸の人が構造改善とかそういう目的で沖合に出ていくということのような場合には、そういう

ときには譲れる。あるいは漁業の従事者、これはカツオ、マグロ等によくあるんでございますが、漁業の従事者が独立して経営主になろうということがございます。こういう人についてはその承継を考えようとかいうふうに、ある政策意図を入れまして懲を若干あげまして、今御審議願います法律にしたたけでございませう。先生のおっしゃいますように、今、権利金と世の中であつてありますから、許可の船につきまして若干ありますが、金銭の授受があるといふことは、これは否定できません。カツオ、マグロでございますと三三十万だとか、あるいは先生おっしゃいました以南の流し網ですと百万以上だ百二十万だのいわれていることがございしますが、これは自由漁業にしてしまえば別でございますが、資源関係その他とか、あるいは外交上どうしてもできぬということである禁止をしまして、その禁止の解除という形で許可漁業を運営していきます際に、やはりかなり収益があるというものにつきましても、そういうものがどうしてもついて回ってくるということは、これは自由漁業に全部してしまわぬ限り、あるいは承継を一切認めんといふことにしてしまわぬ限り、やはりどうしても出てくることはわかりますが、私どもも出来ないように、あるいはそういうことがあつても、これが次の経営者の負担にせしめようという努力は、私どもは資源その他の面から許せばどんどんやつていきたいといふふうに考えております。

○清澤俊英君　きよりはちよつと順序が狂いましたですけども、そういう

形に、当然今のところなる傾向は強い
と思うんですがね、今おっしゃるよう
な形で。實際根拠なしにひよつときめ
たところが、そうはうまくいかない。
そういう形が出て参りますと、結局大
資本家が許可権を買い集めてだんだ
ん優秀な船を造っていく。それでし
ょう。そういう形は出ているのじゃな
いですか。そうすると、資本進出には
非常に都合がいい形で、今度新しく
漁業が構造改善で出ていくときも、
出ていくとしてみて一トン三十万
も五十万もかかる。船はその上かか
るという話だったが、なかなか出て
いく余地もひまもない。そういうこ
とも考えられるんですが、それはそ
れで現実にはそういうお考えならお
考えでいいとして、まあ私はその
点は追及しませんが、いずれそれ
は後の問題とからみさせていただきます
かどうかと思いますが、その点だ
けは少し残しておきます。

それで、あと小さい問題を少し
伺いしてみたいと思いますが、共同
漁業ですね。大体主務大臣の指定
する定着性の水産物、あるいは地
域的、着性の水産物、あるいは地
域的に定められる定着性の水産物
を採取共同漁業権で許されること
を、この資料を見ますとコンブ、
アワワ、どうなっておりますね。い
ろいろのものがほかにあると思
うんですが、青森で言わせれば、あ
の附近ではウニだとかワカメなん
というものもあるでしょうし、サ
ザエだとかホタテ目だとかいろい
ろ重要な貝類などがあり、どうな
ましようが、指定外のところはど
うなましようが、指定の目標はた
だ地域だけを定めて指定してい
たいのか。ワカメにしたって、お
そらくはコンブにしたって三百六
十五

取つていいというのじゃないと思います。わかりませんが、こういう植物性のものなどことにそうだが、どういうときだけ取つていいとかというふうな区域、時期というふうなもので指定せられるのかどうか。

○説明員(林田悠紀夫君) 定着性の水産動物の指定につきましては、二十五年と二十六年、二十八年の三回にわたりまして指定しております、二十五年の指定におきましては、伊勢エビ、シヤコ、エボシ貝、亀の手、ホヤ、ウニ、ナマコ、ヒトデ、カシパン、イソノギンチャク、カイメン、餌ムシ、海ホズキを指定しております。それから、二十六年にそれに加えて、タコ、北海エビ、シラエビ、三味線貝、コトムシ、それから二十八年にはシオムシを指定しております。

○清澤俊英君 それはあれですか、区域はもうろんでしょうけれども、やはり時期を指定してあるのですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 区域は指定してありませんが、共同漁業権の区域は、おのずから知事が示しますから、その区域に限られます。

○清澤俊英君 時期はないのですね。タコはこの時期からこの時期までという……。

○説明員(林田悠紀夫君) 指定につきましては、時期はございませんが、おのずから漁獲の時期というものはあるわけでございます。

○清澤俊英君 その指定地域外でそれらのものを取ることは自由なんです。

○政府委員(伊東正義君) 指定地域外で取るということです、漁業権の区域外で取るわけでございますが、たとえばそういうものを底びきで取るとかいう例でござい

ざいますが、そういうことになりますと、これは知事許可でやる、小型のもののは知事許可になっております。大型のものは大臣許可になっております。そのものは大臣許可になっておりますので、魚種が区域外でありましても、漁法によって、そういうものは許可漁業になっておるものがございますので、全然あとは区域外だと自由だということにはならぬわけがあります。自由漁業で取る分には差しつかえがございますので、許可漁業で取る分には許可がないと取れぬということになります。

○清澤俊英君　それは地域を指定してあるでしょうね。大臣なり、知事の指定外の地域というものはあのです。そういうところにあるのは、地先漁民がほとんど取って差しかえない、こういうことはどうですか。

○政府委員(伊東正義君)　区域外ですります場合には、漁業権に基づく権利として取るのじゃない。これは組合員がたとえば区域外で底びきで取る、こういうことになるかと、それは底びきの許可を受けて取る必要がございます。あるいは潜つて取るという場合には、許可漁業でない場合には、伊勢エビを自由に潜つて取ってもいい、漁法で区域外は許可の要するものは許可を取つてやる。

○清澤俊英君　私の質問の仕方が悪いかもしれませんが、そういう底びきであるとか、その他許可漁業のようなもので、大がかりで取れるような地域じゃない。おるけれども、たいしておらぬのだから見過ごした地区が残っている。その場合は地区の地先の漁民が、好き勝手に取っても差しつかえないのか。

作つてやるのはいいか、これはいろいろ問題があると思ひますので、その場合場合に於てこれは考へたらいと思ひますが、なるべく個人とかごく少数の人が独占するといふ形をとりぬらうが、水没その他の關係からいけばいいのじやなからうかと思つておられます。

○清澤俊英君 その場合には、地元の公共団体が観光を中心にして考へるような場合には、何か規定を設けて、地元の公共団体といふものに一つのワケをはめておいたほうが、今のうちにはめておいたほうがいいのじやないかと思ふのだ。これを近ごろ観光事業といふものを一つの事業と考へて、そうして同時にそこへほんの形式的な養殖をやつて、そして誇大な宣伝をして人を集めるという例は少なくないと思ふのです。それで非常にそれは集まつてくる。多くの大衆のためにあまりかんばしくない傾向を残し、せっかくのものが方々で私にだめになつていくのが多いのじやないか、そういう点に對して、何か特別にこんな小さいことを、よけいなことを考へないでいいという考へ方ならば別ですけれども、これは一つ十分將來研究をしていただいて考へてもらいたいと思ふのです。

○政府委員(伊東正義君) 検討いたします。それでなるべく先生おっしゃいましたような公共性のあるものと、協同組合とか、そういうものでやつたほうが私も今の時点ではいいのではないかと思ひますが、これはよく検討いたします。

○清澤俊英君 その次に第八条について、前にいろいろ示したものと結んでお伺ひしてみたいと思ひますが、第八

条は私はどう見て参りましたも、八条が曲げていかれていくのじやないか、どうもあと戻りしてきているのじやないかという気がして参りました。今の、ちよつとどうしたいと思ひますが、現行法では各地で漁場を営む権利といふものを個人に保障されている。これは非常に重要な内容を持っていると思ふのでありまして、この漁業法第一条の目的から申しまして、この一条には明確に、「この法律は、漁業生産に關する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を發展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。」といふふうな漁業民主化といふものを非常に強く打ち出しているのです。今までの漁村はまあどうかといつたら網元だとか網組だとか、村引きですか、何かそういうたようなボスの組織が大体漁業をリードしておつた。それらのものを一掃して個人の漁民に漁業権を与え、それを保障することによつて漁村の民主化の基本的にする。ちよつと私は農地改革の自作農の創設の意味合いと同じものがそこに残つていくのじやないかと思ふのだ。

○政府委員(伊東正義君) 検討いたします。それでなるべく先生おっしゃいましたような公共性のあるものと、協同組合とか、そういうものでやつたほうが私も今の時点ではいいのではないかと思ひますが、これはよく検討いたします。

○清澤俊英君 その次に第八条について、前にいろいろ示したものと結んでお伺ひしてみたいと思ひますが、第八

条は私はどう見て参りましたも、八条が曲げていかれていくのじやないか、どうもあと戻りしてきているのじやないかという気がして参りました。今の、ちよつとどうしたいと思ひますが、現行法では各地で漁場を営む権利といふものを個人に保障されている。これは非常に重要な内容を持っていると思ふのでありまして、この漁業法第一条の目的から申しまして、この一条には明確に、「この法律は、漁業生産に關する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を發展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。」といふふうな漁業民主化といふものを非常に強く打ち出しているのです。今までの漁村はまあどうかといつたら網元だとか網組だとか、村引きですか、何かそういうたようなボスの組織が大体漁業をリードしておつた。それらのものを一掃して個人の漁民に漁業権を与え、それを保障することによつて漁村の民主化の基本的にする。ちよつと私は農地改革の自作農の創設の意味合いと同じものがそこに残つていくのじやないかと思ふのだ。

○政府委員(伊東正義君) 現行法の第八条でもこれは漁業権は、ここに書いてある漁業権は組合の持つていく漁業権なんではないかと思ふ。やはり個人にやなくて、ここに書いてありますように「当該漁協協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会の有する共同漁業権、区画漁業権」といふように書いてあります。現在の法律でも、今度の改正法でも、この漁業権自体は実は組合が持つていくのでございませう。これは法律、その点は変わりございませう。あくまでこの漁業権は組合でございませう。それから現行法でもこれは「定款の定めるところに」より、で、定款でいろいろなことを規定もしようと思ふことができるわけではございませう。今度これを改めようと思ふのは、実はここに第八條、だいた書きましたものが、行使規則を作つて、実際にはあくまでも都道府県知事の認可を受けなければならぬ、だから関係区域内で住所を有する人の沿岸漁業を営む者の三分の二以上の書面の同意をあらかじめ要するので、非常に勝手なことではございませう、こういうことにはいたしまして、漁業行使規則ということでは、組合の

○政府委員(伊東正義君) 現行法の第八条でもこれは漁業権は、ここに書いてある漁業権は組合の持つていく漁業権なんではないかと思ふ。やはり個人にやなくて、ここに書いてありますように「当該漁協協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会の有する共同漁業権、区画漁業権」といふように書いてあります。現在の法律でも、今度の改正法でも、この漁業権自体は実は組合が持つていくのでございませう。これは法律、その点は変わりございませう。あくまでこの漁業権は組合でございませう。それから現行法でもこれは「定款の定めるところに」より、で、定款でいろいろなことを規定もしようと思ふことができるわけではございませう。今度これを改めようと思ふのは、実はここに第八條、だいた書きましたものが、行使規則を作つて、実際にはあくまでも都道府県知事の認可を受けなければならぬ、だから関係区域内で住所を有する人の沿岸漁業を営む者の三分の二以上の書面の同意をあらかじめ要するので、非常に勝手なことではございませう、こういうことにはいたしまして、漁業行使規則ということでは、組合の

持つていく漁業権を使つていくといふことにしたのでございませうが、これは現在のこの八条で参りますと、非常に何といひますか、いろいろな經營としてまあ漁業権の使い方が零細化といひますが、していくといふような弊害がございませう。また、これは合併の場合等にも非常にいろいろ問題が出てくるといふようなことがございまして、これはひとつ漁業権の行使の場合も、ある程度これは經營上企業として成り立つていくといふような人がこれを行使していったらいいのじやないかといふようなことで実は従来の「定款の定める」とございませうが、これははつきり行使規則をいたしまして、そして全部がごく零細な権利の行使といふような使い方がなくて、ある程度組合の中でも企業として成り立つていくといふ人が優先的に使つていくといふようなことでやればいくべきかといふじやないかといふことで行使規則を作らう。ただし、これはさつき述べましたように関係者の三分の二以上の同意が必要でございませう。それから知事の認可も要りますので、その勝手な規則を作つて組合がやるというのではなくて、經營が成り立つといふのではなくて、正しいのじやないかといふようなことで改正したわけではございませう。

○清澤俊英君 いろいろお話を聞いて、みんなもつともこのようではございませうが、なかなか納得しません。やはり言われるとおり漁業協同組合が管理漁業権として一応持つ。もつとも漁業権の行使の場合には、旧法で参りますれば「各自漁業を営む権利を有する」として個人の漁業権といふものを認めておるわけではございませう。そこで与えられた協同組合内の管理漁業権を実際に運行して

○政府委員(伊東正義君) これは八条の三項にこの行使規則を作る場合のことを書いてございませうが、これはやはり協同組合法の規定により總會の議決を経るわけではございませう。でありますので、前は定款でございませうが、今度漁業行使規則としまして總會の議決を経る。その場合に地元地区の中に住所を有する沿岸漁業者の三分の二以上の書面の同意を得るというようなことで勝手なことができぬように関係者の同意を必要とし、また總會の議決を経るわけではございませう。その上で知事の認可を受けるということにしており

いく場合には、その個人が集まつて漁業協同組合を作つて、自分のものを自分の定款で處理していくのです。根本が、集まつた個人を中心にしてやつていくのですが、こういう形が私は出ていくのじやないかと思ふ。ところが今度の改正になりますと、漁業権が組合へ渡つて、そしてその組合員はこれに入入漁権を持つが、別に漁業行使規則を設け、あるいは入漁権の行使規則といふようなものを別に設けて、そしてそれがしかも知事の認可を得る。そしてその前の旧法で参りますれば、自分のものを自分が、漁民みずからが組織を持ち、みずからの定款を定め、そして内部調整をやつていくといふ形が出ておられますが、これだといふと、協同組合に与えられたる権限として漁業権の使用の規則が別に設けられて、入漁権の規則も別に設けられて、そしてそれに縛られておる。しかも、その縛られたものを知事の許可を得なければならぬ、こういう別の形が出てきておる。個人から別なものに移つていく、こういうふうには見られるが、この点はどうなんですか。

○政府委員(伊東正義君) これは八条の三項にこの行使規則を作る場合のことを書いてございませうが、これはやはり協同組合法の規定により總會の議決を経るわけではございませう。でありますので、前は定款でございませうが、今度漁業行使規則としまして總會の議決を経る。その場合に地元地区の中に住所を有する沿岸漁業者の三分の二以上の書面の同意を得るというようなことで勝手なことができぬように関係者の同意を必要とし、また總會の議決を経るわけではございませう。その上で知事の認可を受けるということにしており

○政府委員(伊東正義君) これは八条の三項にこの行使規則を作る場合のことを書いてございませうが、これはやはり協同組合法の規定により總會の議決を経るわけではございませう。でありますので、前は定款でございませうが、今度漁業行使規則としまして總會の議決を経る。その場合に地元地区の中に住所を有する沿岸漁業者の三分の二以上の書面の同意を得るというようなことで勝手なことができぬように関係者の同意を必要とし、また總會の議決を経るわけではございませう。その上で知事の認可を受けるということにしており

まして、しかも、あくまでこの組合が持っている漁業権を行使するのは組合員なんでしょう。組合員外なるものによって持つてもらうのではなくて、やはり組合員の中の誰かが使つか、どういう資格の者がどういつの期間に使うかというもので、これは規定するわけでごさいますので、組合員以外にいつてしまふわけじゃございせん。やはり組合の中で総会の議決を経てやつていくという手続は、前の定款と同じことでごさいます。

○清澤俊英君 知事が認可するのはなんですか。知事は、私はまだごまかしのことまで調べておりませんが、そういう認可申請があった場合は、当然十八条か九条か二つの規則で調整委員会の意見を聞いて、これを許可するのでしょう。そういう手数が要らぬとしても、知事独断で一つの許可をする、無条件じゃないのです。知事が許可しなかつた場合どうなるか。

○政府委員(伊東正義君) これは知事の認可にかけたのは、行使規則等で非常におかしな使い方を、行使規則を設けました趣旨に反する、あるいは非常にまあ差別的なものの使い方を、あるいは、たとえば、漁業をやります場合に、魚の産卵期等につきまして避けたいというように思うところを、操業の期間に、漁業の期間に入れる、そういうようなことがありました場合には、この行使規則を作る目的に反するということで、それを直させるとかということをしてもらふというふうには、これは行使規則がおかしなものにならぬようにということ、ひとつ知事さん公の立場から検討して下さいという意味で、組合があまり勝手な行使規則を作つてはこれは困るとい

うことで、公正な目で判断してもらふという意味で認可制度にしたわけでごさいます。これはやはり今言いましたように、おかしなことがあれば直すべきじゃないかという目的、直してやつて認可するというもので、当然していくものと思ひます。

○清澤俊英君 私は、それらのことは定款を定めるとき、模範定款のようなものを一応お示しになつて、こうういふいうようなことが定款に定められてはならないというようにごまかしを政令で何でも始末はつくと思う。自主的に運営していく旧法を何か別なものに形が變つて、そして最後に知事の認可だ。知事はそれをだめだと、こういふことになりなすと同時に、二つに、規則を作るときには、大体三分の二の同意が得なければできないでしょう。もし三分の二の同意、それ自身が得られなかつたらこれもだめになつちゃうのですね。知事の認可がおりない場合もそうであるし、三分の二の同意も得られない、書面で同意を得られない場合も、実際の仕事というものは漁民はできないということではなくなる。その場合には、せつかく協同組合に管理者として漁業権を許してもらつたが、知事の認可がないという場合、この場合、漁業権というものを手ごまかいて見ている、こういう実質が残る。私はそれが非常に重要な問題になつてくると思う。そうしたら、事実あつても、現実の漁業というものはやれなくなつていく。協同組合が漁業権をもつたというだけの話で、個人の漁民はどうにも手がつけられない、こういう事態が出て参りました場合には、何と云つたて仕事して漁業を行なつて、金をもうけて生活をしよう、こ

ういふのですから、しまいいは、ある別な力というものが無言の間に漁民の上にかかつてくる。今度の改正法ではおおいにふさつてくる。自分の意思に反した、自主的な考え方と別なものでここに押えられてくる。根本的の私は重要問題じゃないだらうか、こう考へる。

○政府委員(伊東正義君) これは実は漁業協同組合が非常に小さいものが多く、合併促進を予算も組みましてやつておるわけでごさいます。そういう場合に、合併をしました場合に、これが関係者の三分の二以上の同意を得るといふことにしておかないと、なかなかその、入る問題も、自分が同意をするとか、ある意思を述べた機会がなくなつてしまふ、合併がしづらくなるといふようなことがございす。で、関係者の同意というのを特に書いたわけでごさいます。そこで、先生のおつしやいますような事態になつたとき、これは合併してある程度大きなものになれぬと、組合がそういうことになりなす、やはりものとちつちやい組合のままで漁業権だけ管理しているというふうな組合にその場合はならざるを得なくなるわけでごさいます。で、私どもとしては、協同組合等は漁業権の管理主体というもので、ちつちやいものだけではなくて、経済体として大きくしていきたいということもございすので、実はこういうふうな規定を、行使規則を作りまして、しかし、その上でやはり関係者の、合併される組合とかそういうものの関係者の意思を無視してはいかぬというふうなこと、この同意の事項を保護の意味で突は入れたわけでごさいます。

○清澤俊英君 そこで、これに対してはだいたい意見があるのじゃないかと思ひます。それで参考までに私は二、三の意見を申し上げてみますが、漁業制度調査会のほうとしまして、全面的にこれを取れとはいひていない、この法律を残したからうといふように考へておるのじゃないですか、漁業制度調査会。

○政府委員(伊東正義君) 制度調査会からはいろいろの意見がありました。これは事実でごさいます。ただ私のほうは、第一種だけにこれを限定して置いておくという必要よりも、この少数保護の規定を入れまして、行使規則というものでやつたほうが、これは漁業を単独企業として考へていくのだという立場から行くといひやないかというところ、答申はそれとおりにとつていないことは確かでごさいます。実はこれは私も、この漁業法改正のときに、ブロック会議をすつとやつたわけでごさいます。その場合に、実はこの点につきましては、特にこういうことで反対だといふことは、実はブロック会議等では意見は出ませんでした。たうな次第でごさいます。

○清澤俊英君 これは参考の意見として私は非常に重く見ておるのであります。が、何かこういふような考へ方の人々が非常に多いのを見ております。漁業組合漁業者または漁業従事者に限るであつて、当該漁場が有する各特定区域漁業権もしくは共同漁業権または入漁権ごとに制定する漁業権行使規則、または入漁権行使規則で規定する資格に該当するものは、当該漁場の要する当該特定区域漁業権もしくは共同漁業

権または入漁権の範囲内において漁業を営む権利を有する。すなわち各自行使権を廃止して、行使規則で定められた資格者に限り漁業を営む権利を有することに改めてある。こう一番先範圍を狭められたことについて不平が述べられておる。原理原則の問題が残るようである。それには原理原則の問題が残るようである。水産法改正等にも関連することであるが、現行法は漁業者または漁業従事者たる個人である。個人すなわち漁民だけに許されておる権利である。個人すなわち漁民に対してのみ各自行使権を認めたものであるが、改正案においては、法人も個人も區別を廃止しており、しかも水協法改正案においては、いわゆる三百人以下の就業者を持つ漁業家、船は三百トン以下の漁船を所有する法人に対しても漁協の正組合資格を限定して漁業経営というものを規定されておる。零細化を防止せんとする改正案のねらいが多少ははれてきておるようである。問題が残るようである。こういうことを言うておられる。前のやつは個人に与えられたる漁業権というものが中心であるから、だから漁民だけの一つの漁業権であつた、こう解釈できる。ところが今度は、漁業協同組合の正組合員である漁業者または漁業従事者、こうなつておる。今のようは大資本家も仲間になる、こういふようには解釈しているのです。この人の考へ方。それらの問題が提起していきましたならばそこに混乱が起るであらうし、それから旧来の漁民という立場から見ましても、今度の協同組合では三十日から九十日を、九十日から百二十

日と範圍を、これは參加範圍を狭めたといふことでしょ。資格が高くなつたから脱落者が多くなる、こゝういふ反面も出てくる。そうすると、それがたまために今まで持つことのできた漁業者並びにその従事者といふものが相當數脱落していく、その反面大会社、大産業者等のものがこれに參画する、当然の權限を持つ、こゝういふことが考えられる、こゝういふふうになつてくると思はれるのです。私もこの説にはどうも多少ともなような氣がします。どうしてこゝういふようなものだけこゝういふふうに改正になつたのだらう。

○政府委員(伊東正義君) 先生おっしゃいました漁民というのが、今度組合員になったから、法人も入るのじゃないかとおっしゃることは、そのとおりでございいます。法律的にはそういう形になります。ただ大会社が、大きい会社は草類、貝類を取るといふようなことは実はあまり考えられなくて、これはあるとすれば法人成り、農業法人で法人の問題が出ましたが、個人にひとしいような法人成りというより、人が私には考えられるのじゃないかと、そのほかには、もしも大きな会社でございしますれば、それが正組合員であつたと仮定しますれば、会社として共同漁業、そういうのをやるのでなくして、会社の従事者、そういう人が、会社員とか、そういう従事者がおそらくやるんではなからうかと思ひます。ですから法人として従来組合が持っているような漁業権をやるという法人は、おそらく個人に類するような法人成りの法人でありましょうし、もしもたとへば三百トン、三百人何という事でいった場合、その会社がさっきの貝類を取る、あるいは地ひきをするというのでなく

して、その従事者が私はやるのである
というように考えまして、そういう人
は当然組合員になっておれば、これは
准組合員でもこれは漁業権は使える
のの、これは漁業権は使えるのの、
でございませう。准組合員だからそ
の漁業権が使えなくなったというこ
とではございませう。三分の二以上
の同意というおられますもの、何か
そういう場合の不平等な、非常にお
かしなことが行なわれないようにい
うことと、多数の人の同意を取ると
いうこととしまして、大会社がに出
先のみな地びきをやるとかいふこと
は、あつてもごく例外なことではな
か

ろうかというように思っております。
○清澤俊英君 いや、それはそう言つてしまえばそれまでの話ですけれども、ちゃんと権限が法律で与えられてゐる。そういうのが正会員に入つておる。そこに非常な危険性があると思つておる。かりに従事者が、だからひとつ仲間にするのだと、そういうことであつてたゞしも、そのバックといふものがたいへんなものである。バックといふたいへんなものがある。自分の資本と因縁で、因縁と申しますか、実力をもつて自分の、そういうものが實際の権限を運用してこないとは限らない。そういうような場合が、そういう点について、ちよつと今度の改正には私は、今も探しておりますが、ちよつと見つかりませんが、何か納得しがたいものが相当あるんじゃないかと思ひますがね、十四条ですか、十四条の現行法ですね。現行法でいいますと、旧法、明治三十四年法律第三十四号、「施行前からの慣行によりこの法律施行の際現に効力を有する専用漁業権を有している市、町村、町村組合又は財産区であつて特別の事情によりこれを免許を

するのが妥当であると認められるものは、第六項の規定にかかわらず、第一種共同漁業の免許について適格性を有する。」こういうようなものが、これはどういふことか詳しいことは知りませんが、文字どおりにとれば、こういういつた何か知らん、私は沿岸漁業の漁業権というものと結んで、目に見えない一つの権限というものが習慣的にずっと残って、それに強い一つの権利が与えられてゐる、こういうことを考えてゐるのです。たまたまどここの浜の專用区、ここに協同組合の第三種ですから、三種共同漁業の面において、この

浜の海区はこれであつて、これはこの部落、この漁村の、あるいは何々浜の住民に對して、長く一つの権限として与えられた、こういう概念は漁民にも残つておりましようじ、今までのわれわれが見た慣行等から見ましても、何かそこに残つていてのではないかと思ひます。それはちやうど山間部における、これは伊東さんのほうが専門ですが、これも、山の所有權などで、いわゆる太閤のなわ張りで所有權を与えられた地域だとか、これは親元が何軒で、何年の年にこれを分けたのだといふところなものが、ずっと村々で残つてゐる。それは重大な權利として、今までは保安林などのものつれがありましても、保安林は保安林、それはそれとして残されてゐる。何かしら私は漁村の中のもの、そういう慣行の中には、やはりそういうものがずっと残つてゐるのではないかと思ふのです。それが今も言つておき、この十四条の九といふものがばんと取られて、また第八条の自營權ですか、というよりなものがばんと取られかゝつて、そして別の形でこれができてゐる。こういう点についてはど

うも納得し切れぬものがある。法律に漁民の民主化という線で、せつかくギスを排して、そうして漁民を中心とした一つの行き方をしようということだが、ここへきて總括的にくずされて、元どおりになっているのではないか。そうして一方において大資本を中心にする漁具の改正、漁船の改正、技術の、徹底的な改正、こういう資本的設備の重大なものが、そのすきをねらってどんどん入ってくる、こういう形が醸成されてくるように見える、その点が私にはどうしても納得がいかない。それがいずれこれから問題になり、二十一条

の問題ともからみついて、私は相当重要な性を持つのではないかと思う。そこるところ、どうお考えになるのですか、そうじゃないのだと言われるのですか。だが現実の漁業体制をまとめていくためには、そういう古かしい、妙なくりんのことは、もうやっていられたらいいから、資本の進行の、進みまに漁業構造も変えていくんだし、そういう線でぐんぐん行つたほうが日本の漁業のためになるんだ、こういう観点に立つて考えておられるのか。

○政府委員(伊東正義君) 事実だけ申し上げます。十四条の九項を落としてしたのは、これは実は全国で例が一件だけでございます。静岡県の新取那テングサをとる専用漁業権を町が持ておつた。これがただ例是一件でございます。これにつきましては町当局にあります。これにつきましては町当局と漁業協同組合と話し合いがつきまして、今度の免許にあたっては、従来から専用漁業権——今の共同漁業権は、町が漁業協同組合に今度は譲つていいというふうに実は話し合いがついておられます。で、あと全然これは例がございませぬ。私の考えとしては、共同漁業

権は町とかそういうものが持つのでなくて、やはり漁業協同組合が持つのが、これは当然というふうに思っていますので、この九項を実は取ったようなわけでございます。

それからさつき三号、共同漁業の三号のことをおっしゃいましたが、あのの中ですらげつ漁業というのを落とさておりますが、漁業権から。これは地先といいますが、十数マイル、ひどいのは二十マイルくらいの先までしるらげつの漁業権というのがあるのでございます。こうなりますと、これはほのかの漁業と非常に競合しまして、これ

はおかしい。まあ、全国で半分くらいは知事の許可漁業になっております。半分くらいが共同漁業で免許してゐるのですが、これは知事漁業に統一すべきじゃないかというようにことで、二号の免許決定のしいらづけを落としております。

それから、一般論でございますが、私どもの沿岸漁業の考え方は、沿岸漁業者というのとは従来のままの形でいんだということじゃなくして、私ねえやっぱり法人なりが経済上やはり必要だから出てくるのであれば、そういうものも法人だからといって除外するとかいうようなことじゃなくて、やはり漁業者として安定上、まあいろいろ沿岸漁業者の就業が二次産業、三次産業へ行つて人が減つております。こういう際に残る人については、やはり私は法人でも何でも経済上有利であればいい、けつこうでございまして、そういうふうにして企業として安定させていこうというところが実はねらいで、漁業権の行使規則、これは平等に小さくつかむというよりなことでなしに、こういう点もある程度企業として安定させてい

くんだという点を基本にして考えていく必要があるんじゃないかというように、九項は特に、今言いましたように、そういう問題とは全然関係なく、全国で例が一つで話がついているというように、なことでござります。

○清津優美君 沿岸漁業に対しての考え方は、提案説明にあるとおり、沿岸漁業で不振であるというのには船に乗って魚類をいろいろな方法で取るやつ、これは不振だと、こう書かれていて、その反面どうにかやっておいて、なおこれから幾らか伸びていく見込みのある、こういう漁業は、それは漁業権漁業による沿岸の養殖等を中心にしたものが考えられているのです。このことは提案説明だけでなく、前にこそそういう説明を承っておりまして、しかも本法では、これから伸びていく養殖等の漁業権漁業自身に、この法案では漁民の主体性をはずしておる形が出てきて、漁業権漁業自身に何かしら影の暗い思いがします。また再び網元のようなボスが資本の形で支配し出すような形が出てきているのであります。すなわち漁業行使規則を作ったり、入漁行使規則を作ったりして、漁民自身の自主性をなくしていく方向がうかがわれます。この規則はどういうものができるのか、しりませんですけれども、そのうちだんだんと弱いやつは振り落とされていくように法律ができていくように思われます。たとえば現在免許された漁業権で漁民自身がやってきた漁業が、このたびの法改正では協同組合が中心となり、協同組合の作る漁業権行使規則や入漁行使規則が主体となっていくのであります。その上協同組合の正組合員の資格が改正され、強大な

資本家や経営体が正組合員となり、弱い漁民の、漁業日数三十日から九十日で組合員資格を得たものが、漁業日数九十日から百二十日に延ばされて、だいたい無資格者が出てきて正組合員からはずされる者が出るでしょう。すなわち振り落とされる者が出るのであります。そういう反面、法改正によって正組合員資格者として就業員三百人以下を使用する経営者であるとか、総トン数三百トン以下の船を持っている大経営者などが正組合員とし、組合員資格が与えられたのであります。就業員三百人以下の経営者と申せば御本木のような真珠業者や、三百トン以下の船持ちとすれば、カツオ・マグロ業者の五十トン、百トンはもちろん、遠洋級の百トン、二百トンもの船主経営者も正組合員となり、改正法の表からすれば漁業権漁民の仲間入りができるのであります。そこで私は、零細漁民が振り落とされ、大資本家が仲間入りをしてきていく点を問題にして取り上げたいのであります。現行法の十四条の九項は、今やっております養殖漁業等にも関係ある歴史的な入漁権、漁業権を認めた条項だと考えるのであります。第十四条の九項は改正案では削除されましたが、九項の持つ意義は、町村組合やその他が制度的に権利を持つことがいよいよ悪い別として、漁村、漁民とその地先が離すことのできない経済的に長い間の両者の関係を持っていることを表現している派と漁民の深い経済関係の形じやないかと思うのであります。それがこの改正法で削除される。そういう派と漁民の深い歴史的関係が保持されてきたというものは、今度の改正で漁業権行使規則であるとか、入漁権行使規則であるとかという

新しい規則で規定づけられて、そうして別な形に変わっていく、そこに私は問題があるんじゃないかと思つていゝ。弱い漁民の権利が一枚々々はぎ取られていくように見えます。この点に關しまして水産研究会の浅野長光という人が意見を吐いています。その意見などを聞きました。私の考え方と同じ考え方がだいたい浅野氏の意見の中にあるだろうと思つておられる。「現行法八条の各自漁業を営む権利を改正案では廃止しているが、その理由が私にはわからない。」「第八條の各自の行使権というものを廃止しておられるが、それが私にはわからない。」「この「各自行使権」の背後には、沿岸漁場の小商品生産者の利用関係が歴史的に形成されてきた。」「この歴史的に形成されてきた十四条九項などのような現行法の背景となった実情を言っているんじゃないかと思つておられる。」「歴史的に形成されてきたという事情がある」というのだ。」「そうした利用関係を一挙に払拭し、白紙に物を置くように資本家的生産を形成せしめようとする意図ならば問題別である。決してそれは行かないであらう。」「そういうばかなことではできない。」「『そうした空想的発展図式からすれば、小生産者の利用権を認め、その中から大規模な漁場利用と、経営の形式、成立をはかるといふ方法にならう。』しかし、沿岸漁業の構造改善は単に資本に投資先を作つてやること、このことでおわるものではない。」「このように浅野長光氏は言つていゝ。」「沿岸小漁民そのものために生産発展のコースを整備することが政策

のポイントである」と考えられる。『彼らの内部的成長が基本なのである。』『各自行使権』を手を握つたコースの発展を保障すべきであると考え。『各自行使権』に關する漁業制度調査会答申は、その廃止を決して主張してない。』『一部の漁業にあつては各自漁業を営む権利の性格が明らかでなく運用上、解釈上に疑義を生じている』という部分を『廃止せよ』とするのは拡大解釈である。『各自行使権』が廃止されれば、組合員は組合に対し単に行使規則の履行を請求しうる一種の社員権者たるにとどまり、社員権たるにとどまつてしまふ。『組合員は法律に基いて漁業権の貸付を受けたことと解せざるをえなくなるのではなからうか。組合員が漁業権侵害排除の請求をなするの対世権は否定されることとなり、又一方漁業権の貸付を禁止している法の趣旨に反する結果ともなるのではないか。漁民の主体性を保証する上からいっても『各自行使権』をいかに方向において立法上の工夫を願いた。』、こう言つておられる。それから同じく、日大教授の原三博士の意見は、『各自漁業を営む権利』なる觀念を削除すること、この種漁業権たる特定区域漁業権、共同漁業権又は入漁権につき、漁業協同組合はその権利の行使に關する規約、漁業権行使規則に従つて、当該漁業を組合員に営ませなければならぬとする新規に『漁業権等行使規則に關する規定を設ける。』とのことで、これをもつてするときは、一見法の形式からいへば、第一次明治漁業法の定め方に遡つたかの如くである。即ち、組合員は組合に対して行使規程の履行を請求しうる一種の社員権たる

に止まり、第三者が侵害した場合にその者に對し直接に侵害排除の請求をなするの對世的効力を有するかは否定しなければならぬのであらう。第二次明治漁業法以來、組合員の各自漁業を営む権利の概念が發展固定しているのにかかわらず、これを削除するのは甚だ疑いがある。ただ、各自漁業を営むもの各自が広きに失し実情に副わないうらがある。しかし、諸般の事情によりこれを制限せんとする理由のあるときは、旧法の『組合規約』現行法定款の定める所により規制することが可能であつた。」「で、きたんだ。」「この管理漁業権を二分し總有的体系にあるものは各自漁業を営む権利に配し、より市民法的な個人的な行使による漁業権を行使規則によらしめるも一方法であらうが、かくては最も価値のある権利について賃借権にも劣る極めて曖昧な権利体系におくのはなおさら疑問である。ここでは定款とあるのを行使規則とするのも彼此差異がないであらう。元來当初は、組合規約による特則は個人的權利を組合が信託的に取得した結果その個人の地位を組合規約で留保したことから發展したものであること既述のとおりである。ところが、時の経過によりこの特則を否定せんとする傾向と併せて組合優先主義なる施策により多くの漁業権を組合が取得し専用漁業権又は入漁権以外貸付の目的としていたのが旧法時の事象であつた。現行法においては、漁業権は貸付の目的となしえないことを前提として組合が殆んど全部の漁業権を取得した上、その権利の大半を管理漁業権に組み入れた。そこで本来的市民法的な個人的權利を總有的体系の法の下に規律することは確かに不自然にして実情に副

わない。かくみると、漁業権行使規則はその実質は漁業権等貸付規程に脱落するのではないかと思う。ここにも組合の漁業権を取得する妥当性並びにその限界について再吟味すべき課題であると思う。

こういふふうに言っているわけですが、わしはそんな法律家でもなければ、明治時代からずっと法律がどうだのがあるはこうだというとは知りません。明治二十三年に生まれているから、だいたい前に生まれておりますけれども、今の派とは確かに違います。今の派とは確かに違っております。そうして同時に、われわれの小学生時代に修学旅行等に参加して、派の人たちと接し、そうして派の様子を見て参りました概念と、今の改正せられたるこの八条の概念というものは全く遊離せられた妙なものができ上がっている。こういふふうには私は考えません。専門家でなければ、わしは法律家でもないんだから、何の権利とかんのかん利とか言われないが、概念的にそういうことが考えられる。あと戻りしているんだ、こういふことが言われる。

○政府委員(伊東正義) いろいろの人の説をお述べになりましたが、これは実は「漁業に関する基本的制度についての対策」として答申が出たわけでございます。私も答申全部そのままとっておりますので、この答申がこうだからこうだということも申し上げませんが、御参考までにその関係を読んでみますと、さっきの市町村の問題。「現行の第一種共同漁業に認められている市町村等についての特例は、実例もほとんどなく、今後の方向としてその存続を認める意義が乏しいので、廃止するのが適当である。」という

ことが実は答申に書いてあります。これは先ほど申し上げましたように、この実例一つでございまして、もう話がついていて、むしろ協同組合がいいと私も判断しましたので、これはむしろ答申のとおりやりました。

それから管理漁業権の行使についてでございますが、これは共同漁業と区画漁業と二つございまして、区画漁業のほうを先に申し上げますと、「漁業協同組合が保有管理する区画漁業権について、当該漁業の経営単位の細分化を防止する見地から、漁業協同組合が漁業権行使規程を制定し、または変更する場合においては、当該漁業を営む組合員の多数者の同意をえなければならぬ」という措置をする必要がある。ここでも各自行使でなくして行使規程を作つて、しかも、それを作る場合、変更する場合、大部分の人の同意を必要とするというので、これは答申のように三分の二の同意を得るというようにやつたわけでございます。

それから共同漁業権については、これは現行法と若干違ひますのは、現行法の各自漁業を営む権利は第一種に限つたらどうか、これは天然に生えてくる魚類を取つたりするものに限つたらどうか、「その他の管理漁業権にあっては、免許を受けた漁業協同組合は、漁業権行使規程の定めるところにより、その組合員に当該漁業を営ませることができるとする等、漁業の性格と漁業行使の実態に即した措置を講ずる必要がある。」それから「管理漁業権の行使を適正にするため、漁業権の行使は組合員の大多数をもって定める漁業権行使規程によるものとし、この漁業権行使規程の制定変更には行政庁の認可を要することとする必要がある

る。」それから「漁業協同組合の合併・区域化を促進するためにも、共同漁業権の部活動としての行使を制度的に保障するの必要を生ずる場合がある。そこで、漁業協同組合が漁業権行使規程を制定しまたは変更する際には、関係する部落内の沿岸漁業者の大多数の同意をえなければならぬように措置する必要がある。」という答申が出ておるわけでありまして。

それで、現在の答申は、法案と若干違ひますのは、各自漁業を営む権利は第一種共同漁業だけにしたらどうかというところでございまして、これは、私も共同漁業権全部にしているところだけが違ひだけで、あとは全部一緒なんでございまして。

先生、水協法の関係から、准組合員に相当者としてしまふのではないのか、そうして漁業権は使えなくなるのじゃないかという御指摘がございまして、私が、私も、今正組合員六十万人くらいですが、日数関係では十万人くらい、十万人くらい該当するのじゃないかと思つておりますが、はつきりした数字は申し上げかねますが、しかし、漁業権の行使の場合には、この人たちは同様の三分の二の同意には准組合員も入り得るし、それから漁業権を使つ場合には、准組合員も漁業権を使えるというところをございまして、その人たちが漁業権行使から排除してしまつたというところには法律上はいたしてありません。

○清澤俊英君 もつともらしいことを言つておるのだが、なかなか納得できない。それで、第一種の場合など、これに私はそらだと思ふのですがね。組合員たる資格を三十日を今度九十日にしたということ、相当脱落者ができ

る。今までやつてきた人は、これは一番細漁民だろと思う。兼業漁民とも言われまじやうが、そういう者が脱落していく。天然の派にあるものを、何も養殖するわけでも何でもなし、入つてそれを取つていいわけだからね。私は一番先に、こういう指定区域でないところで自由採取をやる、そういう場所はどうだということ、それは自由採取はいんだが、豊富にあるがために自由採取はできないんだ。今までは派に住んで、派ですつと生命をつないでおつた者は、親父はいろいろ船に乗つたりして沖に出るかしらぬけれども、お母さんたちは、ばばさんたちは、その時期になりますと、ワカメ取りに出たり、あるいは貝拾ひに出たり、小船をあやつつたりしてやつてきたんだ。そういうものが今度は全部取られてしまふ、やつていけない。だから、そういう場所でないところでは、今でも派に出ますと、もうこれからはいろいろな海草類が取れる時期になりますと、そういうその地域でないところは自由でもつてわあつとできる。そして相当の収益を派で上げていく、現に上げています。それらのことを考えると、何かしらぬこの第八条で個人の権限というものを取り上げられたこと、目に見えない障害が出てくるのではないのか、根本的なやつぱり障害が出てくるのではないのか。これを残しつつ、何か別の方法を考えられないうつ、こういう精神を残しつつ。私はこの制度調査会の答申に、町村等が持つ旧来の習慣による漁業権を、これはまあひとつ考へて、そのものの形をどうするかというところは、これは時代の流れとともに当然考へていただきたことだと思ふが、だがそういう長い習慣で、地元権利として、そこに住む数代の漁業民が概念として持つた、習慣として持つた町村の区域のその権限というものがぱつと消えてしまつたら、これは問題にならないと思ふのです。それまで消やせとは、私はだれも言っていないと思ふのです。それは言っていないと思ふのです。これはしつこいような話になりますけれども、私はそう思ふのだ。

○政府委員(伊東正義) さつき脱落というお話でございますが、これは漁業権の行使の場合には、准組合員でも行使できるんです。それから、先生おっしゃいますように、ごく少数の人やなんか落ちてしまふ、これは三分の二以上のやつぱり同意は要する。その場合に、同意をするか否かというところもその人たちはできるわけでございます。それで、これは先生の御心配になるように、みな落ちてしまふのだというふうには私はならぬのじゃないか。しかし、漁場をどうやって使つていくのが一番いいかということは、組合員の中でよくみんなで相談して行使規則を作りなさい、あるいはその場合には、先生おっしゃいましたように、准組合員も含めまして三分の二以上の同意が要するのだ、そういうふうにしてありますので、先生おっしゃいましたように、これにみんななつてしまふのだというふうには、実は私考へておりません。むしろそういうことじゃなくて、漁場の有効利用ということにつきまして、これは角度を変えた見地から、知事までの認可を受けさせて、最も漁場を有効に利用させていくのだ、こういう規則でやるのが一番いいのじゃないか。大体答申の趣旨もこれに近いものでござ

いますので、私どもはいろいろに
割り切ったわけでございます。

○清澤俊英君 まあ大体あまり長くや
ると……午前中にやめることにして
もう少し続けていきます。私はどうい
ですかね、この問題やめますが、私
はいろいろに解釈して意見だけ申
し上げておきますが、どうも伊東さん
を初め水産庁の御当局並びに今度この
漁業制度調査会の名簿を見ますと、こ
れは大体今の資本主義の線に沿って所
得増進を考えている線が強いのだ。し
たがいまして、現実の社会から見て、
改正していくというならば、まあ漁区
を拡大し、相当の投資をやつて、そ
うして規模を拡大、改良いろいろのこ
とをやつて生産を高めていくと、これ
だけに重点を置いて考えられているよう
であります。そして非常におくれた漁
民が、旧来から持った自己の生活と漁
の権利というよりなものがだんだんと
消されつつあるように考えますので、
これはまた別の機会に同じことを繰り
返すかしりませんけれどもやつてみた
いと思ひますし、社会党としては、衆
議院では相当この問題で問題が出てお
ると思ひますので、まあその点はやめ
ます。

そこでその三分の二ですな、三分の
二の同意、書面をもって同意を得なけ
ればせつかく定めた二つの行使規程で
すね、これは生きてこないのですか
ね。行使規程がなければ、さつきも言
うとおり、漁業を営むことはできな
い、こういう理由になるが、その場合
にはどうなるのですか、三分の二集ま
らぬ場合には、実際としてどういふ形
が出てくるか。

○政府委員(伊東正義君) 漁業権の免
許をする場合、やはり私どもの考え方

としては、これは事前組合の中で行
使規程の話し合いがついたところに免
許していく、事実上ですな。というこ
とをやりますと、漁業権は免許して
しまった、船は使えない、それで権利
なしにたとえば区画漁業に入っていま
すから、やりますとこれは法令違反に
なりますので、話し合いのついたこと
ろに免許をやつていくという行政指導
をやつていきたいと思ひます。

○清澤俊英君 何かありませんか、こ
の行使規程ですな、二つの行使規程を
協同組合で作らせるときには、一つの
目標を持つていくのでしよう。区域を
拡大して、協同組合の区域を拡大して
そこに漁業権を与えるのですから、そ
うすることはこういう一つの方向づけ
をもつてそういうことが行なわれるの
だから、したがって、行使規程を
置く、あるいは入漁規程というよりな
漁業規程というものは、やはり一つの
方向をもつて指示せられるものでない
ですか。今あなたがおっしゃつたよう
に、これは自主的にお前らが勝手にき
めるのだ、こうなつたら、まだ非常に
考え方のおかれたのがたくさんあるの
だから、そして再分配するのだから、
それが自主的にやつたら、せつかく
やつた総体の構想というものは落第に
なるので目的を達し得ないのじゃない
か。そうすると、そこに行使規程とい
うものが何らかの形で、指導の形で私
は出てこなければそれは役に立たな
い。行使規程であれ、漁業規程であ
れ、漁業権行使規程になつて、二
つともね、そういうものが残ると思ひ
ますが、その点は全然野放しなんで
すか。

○政府委員(伊東正義君) 先生の御質
問の、行使規程にはある意図を持たせ

てやるかというお話でございますが、
これはあくまで意図といふことは、
漁場の有効利用といふことが目的であ
ります。でありますので、たとえばの
お話であります、今農民等が漁業的
に漁業協同組合に入つてきまして、わ
ずかなノリを作るとかといふようなこ
とをやつておるものがかなりございま
す。こういうことは漁業事業者から見
れば、自分らもつと規模を大きくし
てやつて、自分らとして企業として成
り立つようになりたい、漁場の有効利用
という面からいって、私はそういうこ
とになつてくるのじゃないか、一つの
例でございますが、ですから、その
うことについては今までの目的に合っ
たような行使規程の話し合いがつい
てから、免許の前には、行使規程は大体組
合の中で三分の二以上の話し合いが
ついて、こういうふうに行使規程を作
つてやりたいというものを事前
に持ってきてもらつて、それが漁場の有
効利用から見てもおかしくないというこ
うことにならうかと思ひます。

○清澤俊英君 そりするとさつきの話
と違ひ。免許のときからそういうもの
が出てくる。免許のときからこういう
方向のものが出てこなければ免許しな
いといふことになれば、それで終わり
です、それはもう。

○政府委員(伊東正義君) 先生の御質
問は、漁業権はもつたけれども、行
使規程がなければ使えない、どうする
のだという御質問だったわけございま
す。私どもはそういう事態にならぬ
ように、事実上の形として、行使規程
は三分の二以上の話し合いがつくよう
なものを一緒に持つてきてもらつて免

許するといふことが一番私は、免許と
行使規程が同時にあつて、免許はも
つたが漁業権行使規程といふことにな
らぬようにするには、そういうことを
やるのが、行政指導をやるのが一番
いいんじゃないかといふことをお答え
したわけでございます。先生がおつ
しやつたような事態になりたくない
という意味で、私はお答えしたわけ
でございます。

○清澤俊英君 それは伊東さん、
ちよつと無理だな、さつきの御答弁か
ら。さつきの答弁は、三分の二しかま
とまらぬときはどうなるんだ、こうい
うことを私は聞いたのだが、それはま
とまるように、漁民等があらかじめ話
してまともなるようなものを持つてい
くんだと、こういうことなんですか。こ
ろがそのまともな方で、どうしても法
改正の精神に沿わぬようなものがあれ
ば、それで三分の二またまらぬければ
免許しないわけなんです。こういう下
腹が見えるわけです。そういう衣の下
にあるんじゃないか。そこに問題が
あるんじゃないか。自主性があるのだ
とか自主的にそれをきめていくんだと
か、こつと言われるけど、実際は都合が
あつて、都合によつてそこにすつと
持つていかれるのだ。こういうこと
じゃないですか。それじゃ強制です
よ。

○政府委員(伊東正義君) 私はよろい
は決して着ておりません。よろいの上
に衣を着ているわけじゃないと思ひま
す。事直に申し上げますが、先生の
おっしゃつたやうなときに、どうして
もたとえばまたまらぬ、合併して大き
くなつて、一つの例ですけれども、や
らうと思ふのだが、三分の二の同意を
得られぬといふこともあらうと思ひま

す。こういうときは合併はできなく
なつて小さい組合のままで持つてく
るのだらうと思ふのです。これは。それ
で先ほど申しました行使規程があまり
認可といふことを掲げているのは、こ
れはやはり少数者の保護のこともち
ろんでございまして、漁場の有効利用
とかそういうことが頭にあつての認可
でございますから、これは事前にもう
すぐ認可のできるようなものを持つて
こられれば、それからそれは同時に免
許もできるというものを、やはりいろ
いろ事前に相談してもらつていくこと
は、やはり私はそれが自主的の相談で
ございまして、何も強制して、こう
いうものでなければ一切だめだ、こう
いうわけではございませぬから、そこ
は三分の二以上の話し合いで持つてき
てもらふ、事前によく相談して、また
県等もそういう指導をよくしようとい
うことでやつていけば、私は何も先生
が御心配になるような、認可だけする
といふことじゃ決してございませぬ。

○清澤俊英君 実際問題としてそう
じゃないと思ひます。それじゃ、認可
するときは調整委員会の意見も聞くで
しょう。そうじゃないですか。これは
あると思ひます。

○政府委員(伊東正義君) 調整委員会
の意見には、これは認可についてはか
けてございませぬ。ただ漁場計画を作
る漁業権のときですね、漁業権のとき
には、これは海区調整委員会の意見を
聞くといふことになつております。

めもきめてあるわけですね、十三
条は。だからこの十三条の「免許を
ない場合」という中の、十一、四、四の
規定により公示した漁業の免許の内容
と異なる申請があった場合は、これは
免許しないというのです。だから何か
知事が公示し、その公示は海産調整委
員会の諮問を経てこうやってくるので
す。だからそれに従ったものをどうし
ても出さなければならぬ、免許を受け
るには。これは十三条の二号です。と
すると、何かしらきま形にぐうっ
と持っていかなければならない、こう
いうことがどうも考えられるのですか
ね。

○政府委員(伊東正義) 漁業権をも
らったというふうに使った……
○清澤俊英君 いや、使ったのじゃない
でしょう。

○政府委員(伊東正義) いや行使規
則というのはいりから、漁業権
を漁民が、というのを事前に組合が相
談するといふことは私は必要であらう
と、それは当然免許をもらったときに
もう使えという状態に事実上おける
といふことは、私はこれは当然のこと
じゃないかというふうにその点は考え
ます。それで今おっしゃいました十一
条の四項というの、これは期間とか
関係地区をふまけて、それで公示す
るのですから、それと別な申請をして
きたら、これはもう一回海産調整委員
会の意見を聞いて、またやり直すか、
あるいは前の公示したとおりにしな
いといふふうにするか、どっちかした
上で免許をすべきだといふふうに考え
ます。

らぬところがあるのですが、対照表の
百二十四ページか、これは八条の一番
しさいです。九条のすぐ前、ごく小
さいのですけれども、どういふことにな
るのか。百二十四ページのしさいから
二行目ですね、「第三項中『当該漁業権
に係る漁業の免許の際において当該漁
業権の内容たる漁業を営む者』とある
のは、『当該漁業権の内容たる漁業を
営む者』と読み替えるものとす。こ
こで三項を見ますと、『当該漁業権の
内容たる漁業を営む者』こうなってい
るのである。三つとも同じになってい
る。読みかえるといふのはどういふよ
うに読みかえるのか。何かミスプリ
トかなんかあるのじゃないでしょう
か。

○説明員(林田修三) この五項の
規定は、免許しましたそれ以後の問題
でありまして、この特定区域漁業権
は第一種共同漁業権の内容とする共
同漁業権にかかわる漁業権行使規則が
今度変更したいとか、あるいは廃止を
したい、漁業を現在営んでおられる
という変更または廃止したいといふ
ような場合にどうするかという規定で
あります。その場合には、その三項の
場合におきましては、免許の際に漁業
権行使規則をきめるとか、そういう規
定でありますから、その「当該漁業
権に係る漁業の免許の際において当該
漁業権の内容たる漁業を営む者」とい
うわけですが、五項の場合は現在漁
業を営んでおられる場合ですから、「当
該漁業権の内容たる漁業を営む者」とこ
ろで読みかえなければならぬわけです。
それで現在漁業を営んでおられる、こ
う読みかえたわけですね。

た「当該漁業権に係る漁業の免許の際
において当該漁業権の内容たる」とこ
の文字は「漁業を営む者」三つとも同じ
ですね。ただ、「免許の際」と、これが
違ふのです。

○説明員(林田修三) 免許されま
して以後、現に漁業を営んでおられる場合
の問題でございます。

○清澤俊英君 それからこの間千田さ
んがいろいろ二十一一条のことでお伺い
しておると思うが、この免許の問題に
対して十三条の四項に「漁業調整その
他公益上必要があると認めたる場合」、
そこで私はその漁業調整上いろいろ漁
業権を設定することが漁業上の問題に
なる。こういう場合に話し合いをさし
て、そして別な方向をとって同じ漁業
上の問題として免許がどういふふう
に使われたらよろうか、こういうふう
に形は考えられますが、ただ問題として
ここで私は申し上げたいのは、これが
二十一一条の免許権の延長の消滅で
ね、消滅に対して今問題が起きて日本
中のノリですか何ですか知らぬけれど
も、陳情書が山ほどきていっているわけ
で、そういうときだけでなく、これに
はつきりと公益上の必要がある場合、
これは旧法にもあるのだらうと思う。
公益上というの、千田、埋立という
ようなことも考えられるが、千田や埋
立をやっていくといふことになりま
す。これは、それをやっていく人は、
ときによりまして莫大な繁栄と利益を
受けるわけですね。ところが、さつき
からわしがいっているとおりの、長い間一
つの概念として、あるいは習慣として
村やそれらのものが十四条の九項で
できた。ああいった形で考えられる一
つの専用漁区と申しますか、村の財産
区というよりな形で長い間持ってきた

ものを、今度許可しないのだ、これ
は、ちょっと前の現行法自身のところ
でも私はいろいろ議論になったのだろ
うと思ふ。これに対して何か附則のよ
うなものがつけれなかったのか。こ
の間も私は申しましたとおり、知事が
こういういろいろ公益上に必要がある
場合にこれをやめる、取り消す、こ
ういふ場合には相当の補償をしてやれ、
港灣法の中で、やはり港灣管理者はと
めることができるとなっていると思ふ
です、詳しいことはわかりませんが、
そういう場合には相当の補償をしてい
く、こういうことが書いてあるのだ。
今度のこの改正法に参りますと、大体
十三条の四項ではちゃんとこういう
のが残っている。そして二十一一条で
は、期限が来たら取られるのだ、しか
も、千田や埋立といふことが非常に
かつの近頃はやりのもので、そういう
ことによつて日本の富が急速に発展
するがごとく考えられて、土地もない
のだから、そしてどんどん進んでい
る。こういうときは五年だ、そして
この間も千田さんがそれに対して質問
しますれば、これはそのときは取りや
めるのだ、許可しないのだ、これでは
あなた、全く私は漁民を踏んだりけ
たりだと思ふ。そうお考えになります
んでしょ。しかも、これは二十一
条から今度移っています。これは毎
日繰り返すことになるが、森君がや
っている、この間、千田君も幾らかや
つて、天田君がやっていますから、くど
いことは申しません。これで私は時間
がきたから、あと幾つもないのだから
やめますが、これについて何とか考
えられないですか。

○政府委員(伊東正義) 十三条は、
十三条、三十九条の法規上の問題とか
その規定は、全然いじつておりませ
ん。今までどおりでございます。先生
おっしゃった二十一一条の問題は、この
前からたびたびお答えしておりま
すが、私のほうとしては、ノリです
か、そういうノリといつたら語弊があ
るかも知れませんが、特定の区域漁業
権だけに限ってやるという場合は、私
は漁業問題そのほかの権利補償の問
題、また、たとえばこの前申し上げ
ましたが、真珠といふものを考えま
すと、十年先に今やっている人がく
るとすれば、優先順位がそれに対して
高いものがない、それがまた期間更
新といふふうなことになる、いろいろ
いふことになりまして、いろいろ私は
弊害があるだらうと思ひまして、今
度の規定ではこの更新の規定は省い
てあります。

○清澤俊英君 それでは私は、法律が
きてても法律を運用する上に、こう
いふの言ひやうな質問が出ておるの
だ。それに対するやはり水産庁の長官
として、二十条のこれもこの間から
これ三べんぐらいうの、二十
条の小作地の取り上げの条項があり
ます。あるでしよ二十条には、こ
れこれの場合には小作地は取り上げ
られるとあつても、実際に取り上げる
場合には、これは取り上げられない
だ、今の法律から言つても、これは農
地法のときに私はちやうど農林委員
じゃなかったの、担当の三権君から
それに対する質問をしていただいて速
記録に残っている。これは無条件にこ
ういふことで取られないのだ。いわ
ゆる民法との関係において生活を脅か
すようなことは、社会の安寧秩序を害
するといふことで、そう簡単に取ら
れないのだ。こう書いてあつて、こ

産片長官にはいろいろの点を譲っていただきたい、そういう規定があつて許可それは実地というやうなことを言うが、それは実際の漁民の生活、漁業をあてにしたものが今度だめになる。こういふことになれば多数の漁民が、一、二の個人の農民が土地を取り上げられるのと違ひでしよう。それこそ浜に騒動も起きることだらうし、そういうやうなものを簡単に取り上げられるものじゃないのだから。したがひまして、

そこで第二十一条の延伸の規定です。附則によつて延伸が中止せられておつても、本文に残された延伸の規定というものは精神的に残る。それを今度の法律で取り上げていんだ。そうして十四条のこれもここでこういふうにちゃんと一方は前から規定せられた問題がある。これで大体いいんですか。私はどんなことをしてもこれだけは納得できないんだ、われわれの立場として納得できない。

午後一時十八分休憩

生産協同組合がそこにてできてるんじゃないかと思う。一番便利なところへできてくるんじゃないかと思う。何ぞサリ・ハマグリ養殖協同組合というものがそこで必然的に出てくるんだらうと思う。そういうものを集めた一つの広範な一地区の協同組合というものがそれを統括して管理していく、こういふ協同組合になりますならば、今言ったような弊害というものは私はおのずから除去できるんじゃないかと思う。私はそう思うんです。そうしてその協同組合自身が生産組合の仕事もする。もしかりにそういうものができたとしても津における水津の協同組合の紛争を申し上げたことがあるんです。大体一つのこと、生産体を作り出すならば、

午後三時十四分開会
○委員長 桐原茂高君）委員会を再開いたします。
午前に続き、漁業法の一部を改正する法律案、水産業協同組合法の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。

ないかと思う。そういうものをやるのは、全部生産水協に一応切りかえて、切りかえたものが協同組合の中へ入っていく、こういう形になれば、いろいろその地方的な小さい水協が、その生産体を中心にした水協というものが生じてくるんじゃないか。そこで、広範な、大きな協同組合を作ることがで

剩利潤もできてくる。利潤の上がる場合もあるだろうし、損する場合もあるだろう。それはそれなりの一つの体系にまゝとめてしまふ。それなら問題はないと思ふ。そうでなくて、なまはんかな業態の中に、この協同組合が定置網を持ちますならば、その定置網は膨大な利益がある。協同組合法によつて、利潤を

を願います。

○清澤俊英君　ごく簡単に質問を終えたいのですから、簡単にやります。実は水協が非常にこまかく分けられている。それでそれが一つの弊害になっているのだからということで、大きくする

きるんじゃないかと思うんです。午前中からいろいろこういう議論をしておりましたとおり、概念として、今までの習慣としては、浜、いわゆる浜地の先、これを中心にした生産体ができておつて、その生産体自身が協同組合になつてゐる、こういうものが非常に多

上げるときには五分なら五分と決定せられてゐる。そこでいろんな問題ができてくる。だから私は、今日の協同組合法の一番の欠点は、そういうた衆議の整理がすっかりできておらぬ、そこに問題があるんじゃないか。農協などではあまりそういう形はないと思う。

といひので水協法を改正する重点がそんなところにあるらしいような——私はまだ勉強していないから、ようそのこまかいところはわかりませんが、そういろいろな情勢が相当出ているのだからね。そこで、今の水協法を見ますと、

いのです。それから大きくならぬのはあたりまえだ。そうして今のところへこの法律で改正せられて免許権を持つ漁業権組合というもの、漁業権でいろいろ仕事をしていくものがあるとして、まするならば、その業種ごとにやはり

生産体の組合は組合として、生産を過めるものは進めるものとしてある、それが協同組合に加入することができる、こういう形になっていく、それがほんとうじゃないかと思う。管理もやれば、仕事もやれば、何もやる、そこ

でいろいろな問題がでてくる。こう
思いますので、時間二十分というの
で、大体時間が過ぎましたから、これ
で御返事だけだいて、残った分は
いすれまた機会がありますからそこ
でやりたい。これは十分考えた御返答を
願いたいと思います。

○政府委員(伊東正義君) 先生おっ
しゃいますように、確かに農協と水協
は違っておりまして、まず一番大きな違
いは、漁業権の管理主体だということ
で、これは農協と全然違った性格を
持つております。そのほかに、先生御
指摘のように、魚協が自営をするとい
うことができないというところは、これは
旧漁業法時代から、まあ水産の特殊性
で、組合が自営をやれる、もちろん今
の現行法でも定置とかそういう場合に
は非常に順位を高くしておるというよ
うなことがございます。そのほかに、
協同組合の中にも、御指摘のありまし
た、生産組合というのがあるという
ようなことで、農協とだいたい違つてい
ることは御指摘のとおりでございます
す。それで、実はいろいろこれは中
でも検討は続けていく問題でございま
すが、先生おっしゃいましたように、漁
業権というようにものに引っぱられて
いると、組合自体もあまり大きくなれ
ないというような問題があるのじゃな
いかという御指摘があったのでござい
ますが、確かにそういう問題がござい
ます。それで、将来はこの漁業協同組
合を一体どういうふうに、先生もおっ
しゃったように、純化して、あるいは
漁業権の管理主体だけにして、また今
度は経済行為をやるものを別に作ると
か、そういうことも一つのやり方かも
しれません。また先生おっしゃいまし
た、自営をする場合には、自営だけで

ほかの事業と一切切り離したかどうか
というお話もございましたが、こうい
う漁業協同組合をどういう形にしたら
いいかというところにつきましては、こ
れは非常にいろいろな問題がございま
す。多数のいろいろな形の漁業協同組
合を作つていいかどうかという問題も
ございまして、これは私もでももう
少し時間をかけまして、漁業協同組合
のあり方、どういふ形のものかとい
うことは検討を続けていきたいと思
います。確かにいろいろな問題がござ
いまして、自営をやると、ほかの経
済行為では赤字が出てくるが自営で赤
字になつてしまつたというふうなこ
とで、組合がやめになるというふうな例
も実はございまして、その辺のこと
ろはもう少し時間かけて検討を続けたい
と思つております。

○清澤俊英君 ありますけれども、約
束が二十分というのですからやめます
が、これはいすれ沿岸漁業法のととき
でもまた言いたいことはたくさんありま
すから、実例をもつて進めていきたく
いと思つております。

○藤野繁雄君 十分間ということだか
らできるだけ簡単にやります。玄海連
合海区漁業調整委員会の委員の問題で
あるのですが、法律によつて見
ますと、玄海と、玄海の区域内に設置
された海区調整委員会の委員が県ごと
に互選した者を一人と、こういふふう
なことでありますが、関係の県は福岡
県、佐賀県、長崎県の三県であるので
あります。そして海区を調べてみま
すといふと、福岡県が一つ、佐賀県が
一つ、長崎県は二つ、こういふふうな
ことになつてゐるのでありますから、
また一方のほうにおいては、漁業の問
題は海区ごとに定め、法律第六十五条

の規定によつて見ますといふと、都
道府県知事はいろいろの問題を定める
場合は、関係の海区漁業調整委員会
の意見を聞かなくてはならない、こうい
うふうなことになるのから見ま
すといふと、海区ごとの意見をまとめ
なくちゃできないというふうなことに
なれば、海区ごとに委員を出すのが当
然であつて、県ごとに出すといふこと
は間違ひじゃないかと、こういふふう
に考えるのでありますが、これに對す
る御意見を承りたいと思つております。

○政府委員(伊東正義君) 今御指摘の
点でございますが、実は先生がおっ
しゃいましたように、県ごとに互選し
た委員一人といふことに実はなつてお
ります。これは現在の制当とか、そ
ういふところも同じような考え方であ
つておるわけでございます。そして、こ
ういふ各県の入会でありまして、漁業調整
が特に必要な地域につきまして、い
ろいふ物事を相談していくという場合
に、ある県の委員だけがよいになつ
て出てくるというところは、こういふ連
合会の調整委員会を作りまして、その
中で漁業調整をやつていくという場合
には、私も適当でないんじゃないかと
うか。やはりこれは県ごとに平等に人
を出しましてやつたほうがいいんじや
なかろうかといふ考え方、一県一人と
いふようなことに実はいたしたわけで
ございまして、この取り扱ひを県によ
りまして甲乙をつけますと、私は将来
の調整上はかえつてますいんじやない
かといふふうに実は思ひまして、各県
一人といふことにしたわけでございます。

○藤野繁雄君 これ以上になれば議論
になりますので問題を解決する場
合においては、数によつて解決すると
いうことにならぬとも限らない。そう
いうふうなことになるれば、海区が多
かつたらばそれだけ決議権を持たせる
というのが現在の原則のようござい
ます。あるいはさういふふうな問題を
起こさずにいくといふことであればそ
れでいいが、たとえば長崎県の場合、
県ごとに一人といふふうなことであつ
たらば、二海区の者が協議して出て
いかなかつていけない。福岡県、佐賀
県は協議して出ていかなつてもいいが、
長崎県は協議して出ていかなつてはな
らぬ、こういふふうな片手落ちのこと
はないんですか。

○政府委員(伊東正義君) これは、先
生も御承知のように、現行法でも、有
明等の関係しております海区では、や
はり海区委員会の委員が県ごとに互選
した者が一人といふことに実は運用し
ておりました。こういふ運用のほうが
いい。それから海区の数の問題でござ
います。これは実は今度の漁業法を
やります場合には、大体非常に漁業の
発達、動力船とか、いろいろな漁業
の発達がございまして、一県一海区
といふことを実は原則にしておりまし
て、若干の例外はこれは出ると思ひま
す。海区を県一つにしよといふふう
なことで考えておりますし、先ほど申
し上げましたようなわけで、一つの県
だけよいにするといふことになりま
す。将来いろいろな問題になり、確か
に先生御指摘になりましたように、二
つ海区がありますところは、その互選
でございますので、出た人が別のほう
のことともいろいろ相談するといふこと
はこれは当然であると思ひますけれど
も、長崎あたりでも、今度どういふ海
区にいたしますか、海区は非常に減ら

してあり、原則は一県一海区というふ
うに考えております。
○藤野繁雄君 次は漁業協同組合を強
化する策であります。それについて
は、漁業制度調査会の答申によつて見
ますといふと、不漁の不漁の準備のた
めに、できるだけ利益があつた場合に
は積み立てを行なわなくちゃいけな
い、そして組合の基礎を強化してい
かなければいけない。そして、こ
れらの問題は、すべて現行の租税特別
措置法によつて会社等にはいろいろ特
典が与えてある。漁業は特に危険なこ
とがあるのではありません。また、ある場
合においては、非常に豊漁のときがあ
つて利益が上がることもあるのであ
りますから、さういふふうな場合にお
いては、不漁の準備金として積み立て
させるべきであると思つて、これが協同
組合を強化していくところの土台であ
ると思つて、さうして見ると、
一般の有力な会社あたりの積立金に對
しては、免税になつてゐるのでありま
す。しかるに漁業協同組合では、さう
いふふうな積立金をもしやつたとして
も、免税の特典がないんです。なぜ非
常に危険な状態に陥つてゐるところの
ものが自分だけの力によつて、特に利
益が上がつた場合にそれを積み立てて
おいて将来のために備えようといふ場
合に、これから税金をとらなくちゃで
きないところの理由はどこにあるか。
将来においてはとるべきものじゃない
じゃないか、免税措置を講ずべきじゃ
ないか、こういふふうな考へるのであ
りますが、御意見承りたいと思つて
あります。

○説明員(林田憲紀夫君) 漁業協同組
合の法人税につきましては、現行にお
きまして一般の法人よりは軽減して

おる次第でございますが、特に先生おっしゃいますように、漁業は豊漁の場合もございすし、あるいは凶漁の場合もあるというように、常に安定していかないという点がありますので、豊漁のときにはある程度利益をとって置いて準備金制度を設けるというようにすることが必要であるというので、今まで水産庁にいたしましては、法人税の改正の場合に要求しておる次第でございますが、まだ認められていないわけでございます。最近におきましては、特に自営の漁協につきましては、不漁災害準備金制度を創設しようというので、現在折衝しておるような次第で、まだ認められていない状況であります。

○天田勝正君 私はまず、きょうで質疑を終わろうという各派の申し合わせでありますから、時間を節約するためにはひとつこれに基づいて質疑をしますから、ページもちゃんと言います。全体として言いたいことは、以下だんだん質疑はして参りますけれども、この中で、この法律は一体だれを相手にして作るのかということを考えるならば、言うまでもなく漁民であります。私はきょう初めての主張ではないのであります。漁民あるいは農民を相手にしての法律は従来の法律観念を要えなければならぬ。それはきわめてわかりやすく、その注釈をつけずしてわかるように書くべきだというのが私の根本的主張であります。何か鬼面人を驚かすようなむずかしい文句や、あるいはカッコばかり数々よけいあって、一体だれが主語で、だれが説明の文になっておるのかわけがわからないような書き方というものは好ましくないではない。戦後かなり法律の文章が

やさしく一時なったのでありますけれども、いつの間にかだんだんもとに戻って、何かことさらにわかりにくくして国民に臨む、取り締まりやすいという考えが以下だんだん出てきているのではないかと、こう思うわけでありまして、そこで、だんだんそれを指摘して参りたいと思ふのですが、まず百四十四ページ、六条の關係であります。これはそれぞれの漁業権を定義づけております。そのうち、これは三項のほうですが、そこに「水深二十七メートル以上であるもの」「以下カッコがまた三つあります。この「以上」というのは一本旧法と、あるいは前後の關係から見ますと、水深二十七メートル以内のことをさしているのではないかと、この気が私にはするのです。ところが、「以上」という日本語の用語例からすれば、それは二十七メートルから百メートル、二百メートル、そっこのほうをさすような用語になつておる。これはどっちをさしているのですか。どういうことですか。

○政府委員(伊東正義君) 百四十四ページの「以上」はこれは例外を書きまして、二十七メートル以上ということになつておるのがこれは原則でございます。身網の設置される場所が水深二十メートル以上のもので、このことによりまして、カッコ内では実は除いておるのがございす。これは瀬戸内海というものが、またカッコの中で瀬戸内海の説明を百九条の二項でいっておるのであります。ここにおきますマスキネット、それから特に青森県等の要望もありましてつけ加えたのであります。青森県の陸奥湾、陸奥湾では共同漁業と似たような落とし網でございます。か、あるいはマスキネットというものが共同

漁業と同じような形態で行なわれておりますので、これは二十七メートル以上のものでありましてこれは例外として落とすということになつておるわけでございます。

○天田勝正君 二十七メートルというものが原則なんだけれど、二十七メートル以上というのですから、つまり百メートル、二百メートル、そういうところをさすという意味ですか。

○政府委員(伊東正義君) 原則は二十七メートル以上という深いところでやめる場合を定置としてやつておるわけでありまして。しかし、カッコの中ではそういう深い所でやつておるものでも瀬戸内海のマスキネット、青森県の陸奥湾の落とし網漁業とマスキネット、これは定置としなないということをおっしゃる中で除いておるわけでございます。

○天田勝正君 その次に四項、区画漁業の区分、第一種と第二種、これは文章があべこべにしてあるだけで、普通用語例からすれば何か同じものをさすというふうに解釈するのがあたりまえなんです。すなわち片方は「一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業」、こつういうふうにしてある。二種のほうは「一定の区域内」というのをあとのほうに持つていつて、「土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業」「営む養殖業」も同じだし、使っている文章も配列が違ふだけなんです。そこに特別の意味があらいますか。

○説明員(林田修紀夫君) これはちよつと御説明申し上げますと、「第一種区画漁業」一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業」と申しますのは、たとえばノリの養殖

でございまして、一定の海面の区域内におきまして、竹とか木等を敷設して営む養殖業、こつういうことになるわけでありまして。第二種になりますと、「土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業」、たとえば魚類養殖業が典型的なものであります。木とか土とか石とかによつて海を囲みまして、その中で魚類養殖をやつておるというふうな養殖業を第二種区画漁業というように申しております。

○天田勝正君 それで、同じページで同じものを持つておられます。この第三号のところは第三種なんて書いてありますが、これはこの文字のあとに何かあるのじゃないのですか、何というのがあるのですか。

○説明員(林田修紀夫君) これは落ちておりました。ちよつと読ませていただきますと、「第三種区画漁業 一定の区域内において営む養殖業であつて、前二号に掲げるものの以外のもの」、こつういうことでございす。

○天田勝正君 その次に百十六ページの二号ですね、「定置漁業及び第五号に掲げるものの以外のもの」と、これは私は漁業のことではろうとよくわからないのですが、これはわかりやすくいうとどういふことになるのですか。前に「網魚具」、これは(えりやな類を含む)「なんというものがあつて、そのあと、これこれを敷設して営む漁業であつて定置漁業及び第五号に掲げるものの以外のもの」、これは一番わかりやすくわれわれが理解するには、どういふことをさすのですか。

○政府委員(伊東正義君) 御質問は何ページでございすか。

○天田勝正君 百十六ページの五項の二号、百十六ページの一番初めが五項です。

○政府委員(伊東正義君) これは「網魚具」を移動しないように敷設して営む」というように、現在、書いてございます。定置漁業は、前に水深二十七メートル以上のものという、こつういう程度大規模のものになつておるのでございまして、これに該当しないような小さい小型定置がこの大体第二種共同漁業に入るようになっていまして、

○天田勝正君 そつうすると、さっきの、定置漁業というのは水深二十七メートル以上というのですから、さわめて深いところには漁具を設置する、しかし漁具の設置は二十七メートル以上のところには設置するけれども、非常に浅い——以上というが、日本語はそこはいまいなですけれども、以浅といつたほうがいい——そつういふところのもの、漁具は下へ敷設しても、当然とり得るその上部までの権利は、自然にも法律規定などを待つまでもなく権利がある、こつう解釈していいですね、定置漁業の場合。

○政府委員(伊東正義君) このさつき御説明いたしました定置漁業の水深二十七メートル以上のものというので、二十七メートル以上でも定置漁業にしないカッコ書きのものは除いておられます。それからもう一つ、北海道では今度ニシン、イワシ、マスというものは二十七メートルより浅いところであつても、こつういうものを目的とするものは定置漁業に突はなつていたわけでございますが、これは今度落としました。サケだけにしまして、全部先生今御質問のありました第二種の共同漁

業、こういう小型の定置やなんかは、これはひとつ共同漁業として協同組合にだけ免許しよう、こういうことでございませう。ですから、共同漁業として小型のものをはるわけでございませう。

○天田勝正君 ですから、私はさっきの質問と今の質問、実は関連的に聞いている。ただ、別々に書いてあるから、例示してわかりやすいように聞いているわけなんです、そこで今、私も多分、ここに掲げる定置漁業というのは常識的には一定の地域で取る漁業だ、どっちも。しかし、片方が水深二十メートル以上と、こう書いてあるから、それより今度浅いほうの定置漁業——これは全部含めるわけじゃない。いろいろカッコ書きがあるにしても、まあ大よそ分ければそういうものであろう。そうだとすれば、その水深二十メートル以上のところへ敷設した漁具がある、しかし、それよりも上をとってはいけないという意味じゃないのであって、当然その上の権利も中へ含まれますかどうですか、こう聞いているのです。漁具の設置場所は水深二十メートル以上でしよう。しかし、対象になる魚類は、その設置場所の上ですね、ずっと水面まで。当然にこれは法律規定がなくとも、あると解釈してよろしいかと、こう聞いています。

○政府委員(伊東正義君) 定置の漁業権の免許する場合は十一条で、やっぱり漁業のどういふ魚を取るのだ、それから漁場の位置はどこだ、区域はどこだといふことで、身網とかき網とございませうから、定置の場合は——ずっとそのかき網のほうまで全部この漁場の区域といふふうに免許の内容としてなりますので、これは共同漁業、特に先生

御質問になつております共同漁業と非常に漁業調整の問題があるわけでございませうから、定置漁業を免許しますときには、漁場の区域はどこだといふことではつきりするわけでございませう。ですから、身網、かき網のところは定置漁業権者の漁業の区域となることと普通でございませう。

○天田勝正君 私聞いていたこととちよつと違ふような気がするのです。あなたの説明の部分は私はわかつておる。それは許可するときに、やはりこういう方法でこういうものを取るということを申請してくるだろうし、したがって、それに許可を与えるのですから、まあ魚種までその際はきまつておるのだ。きまつておるけれども、厳密には一々その上のものを——漁具を底のほうに設置しても、その上のものを自然に取ってしまったといつても、じゃこれを処罰する方法があるかといえ、海の上で、実際はないと私は思うのです。そこでそう考えられるから、漁具はそれは浅い、ここには書いてある。今質問している部分ですね、五項第二号、この部分は浅い。だから、もうその心配することは要らない、それ以上浅いところからみな取つてきてもいい、ずっと底のほうへ、まあいわけは百メートル底のほうに設置した、こういう場合には百メートル底のものだけ、また指定された魚種だけ取るのになしに、その上の海面までのところは自然的に取れるのではなからうか。あるいは魚種まで指定してあるのだからそれは取れないのだ、こういうお答えがあればあつたとしていいのですよ。取れないのだ、また取つたらそれはすぐ放さなければいかぬのだというなら、そ

れでいいのです。どつちなんです、それは。

○政府委員(伊東正義君) その上のほうと先生おっしゃつておられますのは、身網のたとえ海面、水面だと思ひますが、その辺は定置漁業のおそらく漁場の区域の中に入つていて、その上でいろいろなほかの漁業をやるとかということになりまして、これは権利の侵害的なものになりますので、その上等ではほかの漁業はやらぬといふような漁場計画を作ることが普通でございませう。

○天田勝正君 その定義はいいわ、時間がつちまうから。

で、次はこれはほんとうのしろうとの私が聞くのだけれども、漁業法なんというものはしろうとがすぐわかるほろが私はいいと思つて聞くのですが、これは地びきと地こぎといふのは同じことじゃないですか。違ふのですか。それからついでに聞きますが、しらづけといふのはどういふのですか。これはさつき除くと、確かに法文上は除いてあるのですが、そういうものはどうですか。つぎいふ漁業といふのは、これは何ですか、ここに出てくる。それからさらに四号を見ると、鳥付こぎ漁業なんといふのがあつたのですが、これは何ですか。寄魚といふのはカツオでも釣るときにああいうのをいふのでしょ。そういう區別をちよつと教えて下さい。この分を一挙に済ませるために、「第五種共同漁業 内水面(主務大臣の指定する湖沼を除く)」「この主務大臣の指定する湖沼を除く」といふものか。しかし、それを除いて、「主務大臣の指定する湖沼に準ずる海面」、これは例をあげるとどういふことでしょう。たくさんある

けれども、常識的なものだから、簡単だと思ひが……

○説明員(林田修次郎君) まず地びき網漁業でございませうが、これは浜から網を海の中に入れて、その網を引く漁業であります。すなわち地から引く漁業ですから、まあ地びき網漁業といふように申しております。それから、地こぎ網漁業といふのは、これは船の中から網を引く漁業を地こぎ網漁業といふふうに申しております。それから、つぎいふ漁業は、これは二種類考えられるのですが、ここで申しておりますのは、大体魚礁を海の中に入れたまして、そこにつきます魚を取る漁業がつきます漁業でございませう。そのほかに投石なんかいたしまして海藻を取るといふような漁業もつきます漁業とも申しております。それから、寄魚漁業と申しますのは、これはえさを海の中に投げまして、そこに寄つてくる魚を取るという漁業であります。それから、鳥付こぎ漁業と申しますのは、瀬戸内海あたりに多くあるのですが、小さい魚がそこに集まつておりますと、それをタイが食べにくるわけなんです。そして鳥が上のほうから、その小さい魚をねらつて集まつておる鳥を見ましてタイを釣るというふうな漁業を申しております。それから、「第五種共同漁業」の「内水面」に「主務大臣の指定する湖沼を除く」と申しますのは、これは主務大臣の指定する湖沼は、大体海と同じように取り扱つておりまして琵琶湖、霞ヶ浦、浜名湖、八郎湖、中海、加茂湖、風蓮湖、厚岸湖のようなのを申しております。それから、その次の「主務大臣の指定する湖沼に準ずる海面」と申しますのは、これは二つだけございませう。

して、京都府の久美浜と阿蘇海、これは天ノ橋立のところですが、これは海であります、海から相当隔絶されて、湖沼になつております。海ではあります、湖沼に準ずる海面といふふうに指定をしておるわけであります。

○天田勝正君 その五項三号のうち、地こぎ網のことを聞いたから船で引くのだ、その次に地びき網といふのがあつた、その次に、だから、船で引くのもなければ地びき網でもなければ地びき網はみだれでも知つておるのだが、船で引くのもないし、地びき網でもない地をこぐんだといふのだ、これは何ですか。

○説明員(林田修次郎君) 地こぎ網漁業といふのは、船ですつと網を引き上げて参りまして、そしてそれを海岸の上まで引き上げる漁業なのであります。それから、船びき網漁業といふのは、船で網を引きまして、船の中に網を引き上げるものを船びき網漁業と申しております。

○天田勝正君 百十八ページから百十九ページ、ここにこれから問題になる真珠母貝養殖業等のごとがいろいろ書いてあるのですが、そこで「区画漁業権(以下「特定区画漁業権」といふ)」「どうしてこの以下特定区画漁業権といふ言葉を用いなければ法律構成上都合が悪いのですかね。この種の漁業といふ、総括でも何でもよさそう気がするのだが、どうして「特定区画漁業権」という規定を作らなければならぬのですか。

○政府委員(伊東正義君) これはあとで何回も特定区画漁業権を引いてきておるのでございませうが、二つは漁業権は団体管理漁業権としての性格

で、京都市の久美浜と阿蘇海、こ

は天ノ橋立のところですが、これは

海ではあります、湖沼に準ずる海面と

いふふうに指定をしておるわけであり

ます。

一九

一九

ということについては、これは漁業権として認めるべきじゃないかという意味で、これは規定したわけでございます。

○天田勝正君 権利の上で眠っておるものが、いつまでもただ占有して国の経済上からも好ましくない、そういうことはあり得ると思う。しかし、権利の上に眠っておるといつたって、ただ眠っておるのじゃなくて、眠らざるを得ないという事でもあると思う。だんだん近ごろは世の中が変わってきたから、最近の例はあるかないか知りませんが、私のほうの利根川の近くでは、かつて一町歩くらゐ持っていた連中が洪水で今度には川の中になってしまつて、そうして、最近なら必ず補償されると思う、ところが古いときにいつ何の補償もなく、ただたいていずつ

人の占有にかかる水面、こういうのは、それに断わりを言って漁業権設定の申請をする、これはもう当然なんです、ね、この前提は。ところが、四項へ行くというと、これは断われないと、こうなっておる。どうも、これが少しおかしい気がする。断われてもいいのじゃないか、眠る場合だけではないだろうという気がします。その点の心配というか、なければいいんです。

よ。私は、現実には地先も承知しておる。これは農地の関係ですからこれと比較するのはちよつとむずかしいかもしれない。場所も何も、今だって、何十年もたつてゐるんですが、そういう場所へ皆さんを案内することも何もできる例を持っているんです。だから、権利の上に眠らないでいても、どうもやむを得なかつたんだということが世の中にあると思うんですがね、心配なればいいんですよ。

○政府委員(伊東正義君) この規定がありまして、ごり押しにやっておるといふ事例は私らよく知りませんけれども、これはやはり正当な事由といふものはそのときそのときに、先生のおつしやいました、眠る意思はないんだけれども、何かほかの要因で眠らざるを得なかったんだといううなときは、私はやはりそれは「正当な事由」と言えるんじゃないかと思いますが、これはそのときそのときで事情が、やはり是

○天田勝正君　これは、私もよいな
いと思ひし、しかし、わずかでもあつ
た場合はまことに、正当な権利も主張
できない人ほどまあ、かわいそうな人
ですから、そういう例必ずしもない
と、ここで断定できるかといへば、私
もあなたもできないのですから、これ
は取り扱ひの上において、ひとつ御検
討になつてももらいたいということをこ
の際希望しておきます。

次に進みます。百三十五ページ、こ
こには、二項で、特定区画漁業権の内
容たる区画漁業の免許のことが書いて
あります。説明はなかなかむずかしく
書いてございますが、要するに、未雇
のほうにいて、「左に掲げるものに
限り、適格性を有する。」と、こゝに
ふりして、次にその適格性の「一、二
と書いて、一号、二号、ここに「但し、
水産業協同組合法第十八条第二項の規
定により組合員の資格を限る漁業協同

組合及び」云々と、全部読むものはやめますが、これこれは適格性を有しないうち、こういう規定であります。これは端的に言うところ、どういうことですか。

○政府委員（伊東正義） これは水揚げ法の十八条に規定しておるのでございますが「特定の種類の漁業を営む者又はこれに従事する者」というように、たとえばはカツオ、マグロの漁業協同組合、あるいは以西の組合というふうな組合業種別組合がございます。そういう組

○天田勝正君 次。適格性を有するものは一号、二号、そこに「当該漁業を営む者の属する世帯の数」二号のほうは「当該漁業を営む者の属する世帯の総数」としてあります。これは単一組合の許可の場合と、二つの協同組合が許可をもらう場合と区分して片方「総数」と、こういうまた表現を違えたと思ふのですけれども、こまかしいこととであります。これを別に、二号のと

ころだつて、何か「縁数」と書かなければ意味が通らぬということでもない。「数」ではないですか、二つの組合でも「数」でちゃんと概念的に通用するのじゃありませんか。さしたることがないから、こういうふうにしたのだという筈えならそれでよろしゅうございます。

○説明員(林田徳紀夫君) 先生おっしゃるとおりでございますが、第一号の場合は単一組合でありますから、「世帯の数」というふうにしておりまゝ――

て、二号の場合は二以上共同して申請する場合もありますから、おのづかの組合員のその世帯の数を教えて目まして、二以上組合の当該漁業を営む漁業者の属する世帯の合計ということとで「世帯の総数」としたわけでございます。

○天田勝正君 続いて三項、四項、これは共同申請と、また一方が申請、他方可免許を受けた場合に、他方がこれを共同共有する請求ができる、こういう二つの

ることであつて、そういう普通の常識からすれば、まあ悪徳なものが別の組合を作つた、こうしても三項、四項をきつて見る場合に、好ましからざる集團と言つていいかな、そういうものがひとつ共同で免許をとろう、こういう一つの場合には、三項で「正当な事由がなければ、これを拒むことができない。」、それらと一緒にやるのはいいやない。」、それらと一緒にやるのはいいやない。」と思つて別になつたのに、それから由

し込まれれば断われない、こういうこと
とにひとつなるだろう。それから、ま
た自分たちが許可をとっており、好ま
しからざる集團のほうから、それは共有
しろ、こういうつてこられると、これめ
またどうしても「共有すべきことを認
求することが出来る。」こういうのが
から、法律用語からすれば「できる」と
いうことは、させなければならぬ、
こう読まなければならぬと思うのです
が、そういうときに混乱起きませぬ

か。

○政府委員（伊東正義電）これはいろいろむずかしい問題がござりますが、除名になった者が申し込んだ場合を除く、それは漁業権も使わせないとはいふことになるのかどうかということについては、非常にむずかしい問題ですが、ここに書きました「正当な事由」といふのは、大体予想しましたのは、そういう人たちが入つてくれば、三分の二は要件を欠いてしまふ。いわゆる除名

えると思うのですが、単に除名とか勢力争い、除名の理由もいろいろございまして、そういうことがございまして、そういふことだけでなくで正当な事由と言えるかどうかというところにつきましては、私は疑問があるのではないか。法律解釈としては、やはり三分の二というものに欠けてしまふおそれがあるというようなくが正当な事由になるのではなからうかというふうに解釈しております。

○天田正君　しかしここで衆議院
すなおに読めば、三分の二とか云々とい
いうことは、こゝで問題にならないと
です。私がまあここで紛争があるとい
いう場所まで申し上げればいいのです
が、公團の席で、はたして全部抽出し
ていないのに、こういふところで、な
ういう排除された特定の人の名前をま
げるのは私變えたいと思います。つま
り私の知っているのは、東京都の付
近だけでも、ある漁業協同組合で幾

まじからざる行為というのは想像すべしと一したがつて、除名はされないうれれども、總會で排除されてしまつたたゞら役員ではない。しゃくにさわるものから飛び出して別の組合を作れるのでせよ。法律的に作れるでせう。作らる。そういう場合に飛び出してくるのをいい事幸いに、片一方まじめにやつてゐる業者は、その飛び出したはるが、どうせ少ないにきまつてゐるの

○説明員(林田悠紀夫君) 先生のおっしゃいますように、確かに組合を分裂しまして漁業権の免許を共同して申請することをご申し込むとか、そういうふうなことができるおそれがあるわけでございます。それでこの場合には、まず三項の場合には、漁業権免許の当時の場合でございますが、免許をするときに分裂しまして、共同して持つということをご申請することを出る。四項の場合はそれ以後におきま

○天田勝正君　それはちよつと、もう少し研究して下さい。これは特に、これはまあ県知事の許可ですが、県知事といつたて個人じゃなくなつて、やはり水産部があるところもあれば、少なくとも沿岸漁業を営むところでは水産課のないところはな。そういう方々が、携わる公吏の方々が腐敗してないとするならば、かりに、ある組合の幹部が使い込みをやつたとか汚職をやつた、そういう事態が起きたために組合員から排撃される、自然。よつて、その役員の地位は退かざるを得ないとい

うことになる。その組合自体から除名されないにしても退かざるを得ないということになって、この汚職なり不当行為を行なった役員が排除されたから、しゃくにさわつたから別の組合を作つた。その場合にはボスが作ろうと、私が知つてゐる範囲では大きなものですよ、もともたら。だから、三分の二のなんで動かされるといふことはあり得ない。そうすると、ここで好ましからざる行為というのは県庁のはう

うと思うのだ、私は。申し込まれたほうは、これに正当な事由がなければ断われないと書いてあるでしょう。だから、いつもそれは単独で県庁へ申請すれば、これはあなたの方好ましからざることをやったのだからと――また別な条文で何かそういう不当な者が支配するようなのは許可しないというのは、優先順位のほうで別にありますよ。だから、好ましからざる行為をした集団の場合は新しい申請をしたうて許可されない。当該県の役職員が腐っていない限りは許可されない。許可されないということがわかつているから、許可されるであろう組合に対して共同で免許を申請しようと、こうくる。その場合に拒否することはできないと書いてあるのですよ、この法律は。だから漁政部長、変なことになり

ますよと言っている。今度は、AのほうもBのほうも許可を申請をしたという場合、そうしたら正当なる集団であるBのほうへ許可するということがあるかもしれない。どっちもけんか両成敗だからといって、いい集団のほうへ許可しないという理由は臆知事のほうになくなってしまふから、こっちはいくら許可しよう、だがこっちは許可しないといつても、共同所有でございませうよといつて請求することができると書い

○説明員(林田悠紀夫君)　そういう場合には、この第十四条の一項の一号によりまして、特に新たに分裂して参りました組合が共同申請するというふうなことにによりまして、この海区漁業調整委員会が適格性を判断する場合に投票いたしましたして、「総委員の三分の二以上によつて漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者」というようなことで、特に漁村の民主化を阻害すると認められるというふうな場合がありましたならば、これはそれで免許しないというふうなこともできるわけでございます。なお、そのほかに漁業協同組合法には、そういう場合に新たな組合ができないというようなことも案としては考えたことがあるのでございますが、今回の改正

におきましては、特に経済的に基礎がしっかりしないというような組合の認可につきましては、監督官庁が審査をいたしまして組合設立ができないというようなことも一方においてはかつておりまして、両方相待って運用をしていきたいということを考えておるわけでございます。

○委員長(梶原茂喜君) 天田さんに申し上げます。時間があれですから、簡単にお願いいたします。

しかし、それはね、長官や漁政部長が答弁されたようなものは、これは違ひですよ、失礼だけれども。だから、このことについては私は十分精査されておらないと思うんだ、ほかはすらすらと答弁したつて、ここへきたらつかえたんだ、事実。それでこの法律ができて——ここで答弁をされて成立したつて、これをこなすほうは臈庁ですよ。私はだんだんに今の漁政部長が長官になつていくんだらうから、私がここに任期のある間は文句を言ひながら安心だと、こういうことが言える。

しかし、すぐ法律で公布されれば、使うほうは臍片のほうなんですから、それをちょっと強く頭の中へ入れてもらいたいんだな。そうすると、ほかの、十四条の一項の例を引いてお話があるんですけども、それは不適格だから許可をしないといったって、共同で申請すれば、いい人たちの集団もともに許可されないわけなんですよ、この条文からいけば。許可をしないというのは、共同申請をするんだから、そこへ悪い集団の分子がともづれて申請してきたために、それは不適格でございますと、許可する場合に三分の一か三分の二かわからぬけれども、その人方だけ許可しないということはできない、共同申請だから。そういう分子が入っているからお前たちの申請は、これはだめだと、端的にいえばそれだけなんです。それで正当なものが単独で申請した場合には許可をされる、されるけれども、その不適格のほうも、それは共有であると、こう主張したら新われ

この何か肩車に乗ったような表現の、これは全体をどう解釈すべきものなのか、特にその社員とはいかなる者をさすのか、普通概念と違うのか、違わないのか。

○説明員(林田悠紀夫君) ここで社員と申しておりますのは、合名会社、合資会社、有限会社の社員を申しております、株式会社は、これは申しておりません。

○天田勝正君 協同組合だけ……。

○説明員(林田悠紀夫君) 構成員は、協同組合とか、あるいは生産組合の組合員のことを構成員というふうに申しております。

○天田勝正君 それで社員は……。

○説明員(林田悠紀夫君) 社員は合名会社、合資会社、有限会社……。

○天田勝正君 それで構成員だね。普通でいへば構成員のことを社員。それに従事しているものは違う。

○説明員(林田悠紀夫君) 違います。

○天田勝正君 百五十ページ、三項二行目、「その申請の日以前十箇年」、これは端的にわかります。そのカッコ内「(この法律施行後主務大臣が指定する期日までの間は、昭和二十三年九月一日以前十箇年)」、これはどういうことなんです。そうすると今日までではあれですか、二十年もやっていなければだめだ、こういう解釈になりますか。

○政府委員(伊東正義君) これは前の規定そのまま書いてあるのでございまして、この法律施行したのは二十四年でございますが、そのときに、十年とはその申請の日以前十年ということじゃなくて、これは昭和二十三年九月一日ということ、二十四年の施行のときにこれは使った条文でございまして、今はこの条文は使わぬで、申請

の日前十年ということであるわけでございます。

それから先ほど先生、正当な事由の問題は私も検討いたします。また、こういうものを正当な事由だということとを考へるということを先生にまた具体的に御連絡申し上げます。

○天田勝正君 今使わないというけれども、これは改正条文で質問しているのです。ですから、カッコに、今私が例示した文句があるのです。そうすると、いろいろな解釈がございまして、この法律施行後主務大臣が指定する期日までの間は、昭和二十三年九月一日以前十年間経過があれば、あとはずっと中断してやめておいてもその資格があるという意味なのか。そこを、十一年や十三年や、あとずっと引き続いてやらなければならぬのか。ところが、そのあとのものは単純に十一年だ、こういうことになっているのです。今使わないのだったら、これは改正条文で落とさるべきものだけれども、ここにちゃんと載っているのですから……。

○政府委員(伊東正義君) これは昭和二十八年の八月二十六日に指定いたしました。昭和二十八年八月三十一日までの間は、このカッコ内のことというふうな指定をいたしました。二十三年九月一日以前十年間ということとを考へて、申請の日以前十年間」というものを活用しておるわけでございます。

○天田勝正君 そすると、このカッコ内の部分だけは改正法律からすれば

なくなつてしまつたので、ここに書いてあるというところは、これはミスプリントだ、こういうことですか。ミスプリントでない限りは、今はそれは通用しておられませんと言つたつて、今の法律に書いてあるのです。

○政府委員(伊東正義君) これは法律施行の際、この二十四年の間に具体的にした規定でございます。これはここに書いてございまして、今はこれは使つておられないので、申請の日以前十年」ということでございまして、あつても差支つかない。これは経過的には、この二十四年の法律でやつたときには、この二十年間経過したとてこの条文があるわけでございます。

○天田勝正君 百八十六ページから七ページを見て下さい。この二十八条に「相親又は法人の合併によつて定置漁業権又は区画漁業権を取得した者は、取得した者は、取得の日から二箇月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。」「二項に「都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきき、前項の者が「十四条云々、」適格性を有する者でない」と認めるときは、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨を」通知する。このういふのです。そうすると、合併のほうはいいのです。合併のほうは聞きません。相親という場合に、当然に相続をしたのであるから定置漁業権、区画漁業権は一応潜在的に相続人の手に入る。こういうことだろと思つたので、また二十八条の一項のほうは、これを県知事に届け出る。ところが、その相続人が一向漁業の経験もなければ漁業をしてもらない、しかし、今後するのだということが一つのケース

だと思つたのです。もう一つはしてもおられないし、かつ将来もする意思がない。こういうふうに分かれると思つたが、その際に「海区漁業調整委員会の意見をきき」云々と、こう書いてあるから、何かそれは今度は物権となるのだから、漁業権が、物権になるから、抵当にもなんにも入れられるというので、いわばこれは金をとつて譲ることとできる。しかし、そのまゝ持つていけば取り消されちゃ。こういうふうな解釈していいんですか。

○説明員(林田悠紀夫君) この二十八条は、相親または法人の合併によりまして漁業権というものは人的要素を非常に重大視してございまして、特にその人の適格性とか、あるいは優先順位というものを法定いたしました。きめておるわけでございます。したがういふに、それが適格性を有するかどうかというところをもう一度審査するということになりまして、その適格性を有する者でない場合は、一定期間に譲渡しなければ漁業権を取り消すということになるわけでございます。

○天田勝正君 そこで私がその質問の中で指摘しておるのは、だから今度は漁業権が物権なんだから、それで抵当にもなんにも入れられる。こういうことになつておるのであるから、それは消滅あるいは取消といつてみたところ、とにかく自動的に相続人が権利を持つのだ。おやじさんが権利を持つておつた限りにおいてはその子供が権利を持つのだ。ただそれは潜在的な権利である、一応それは取り消される権利、そういうふうなことから潜在的な権利、そういうふうな私どもは解釈する。けれども、一面からいへば物権な

んであるから担保も入れられるということになれば、これは金をとつて人に譲渡することとできる。それが二カ月以内云々というのであつて、これは骨にこりこり表現してないけれども、金をとつてその権利というものは譲れるのだ。こう解釈してよろしいかと聞いています。

○説明員(林田悠紀夫君) 先生のおっしゃるとおりでございます。そういう場合に知事の認可を受けまして譲るということになるわけでございます。

○天田勝正君 それであつて一点だけ申し上げます。今私どもが修正を提出しようという部分については、もう議論済みでありますから、一切この際時間の都合でやめます。ただ指定漁業につきましては、三章以下に書いてあります。これは従来指定漁業、こういうふうになつておりましたものが今度には単に指定漁業ということに相なりしました。そこで私見を言うならば、指定漁業というものはそれじゃ何であるかといへば、以前は大型捕鯨とか、以西トロール漁業とか、いろいろすつと列記式にこりこりものが指定漁業であるといふに並べてありましたが、今度は指定漁業というものは何だといふことになれば、法律的にはこれはわからない。それをどこでめくかといへば政令で定める。全部それを一括して政令委任主義になつてやつた。これはどうしてもそうせざるを得ないという積極的な理由があるのかどうか。私の意見からするならば、やはり以前のように列記式にして、その上に政令に委任しなければ行政上都合が悪いといふならば、これこれこれこれのものは指定漁業である。その他政令で定めるものと書いておいても行政上

何ら支障がないと思つけれども、そうお考えになりませんか。

○政府委員(伊東正義君) 御指摘のうちに、現在は指定漁業としまして法定いたしました。それでたとえはカッコ、マグロでございます。以上といふように法定されておりましたが、この法定になりました結果、非常に何といひますか、固定化したといふようなことが実はございまして、一つの例でございまして、カッコ、マグロの九十九トンの人は百トン以上には実は新規になれぬというふうなことで、非常に問題があるものでございまして、私どもは今度は一応政令に譲つておきます。これは漁業の特殊性からいひまして、非常に資源その他で弾力的な問題がございまして、政令には譲つておきますが、政令を作り出すときには、これは必ず中央漁業調整審議会を開いて、そこでどういふものを指定漁業にするのだといふことを、実は中審の意見を聞かなければならぬといふので、はつきりしたわけでございます。でございまして、ここにあげますと非常に固定化する心配がございまして、例示をやめまして、全部これは政令でやりますけれども、政令を作る際には必ず中審の意見を聞かなければならぬといふことに実はしたわけでございます。

○天田勝正君 それは、私の指摘することをすつとそのまま受け取つてもいいのじゃないのです。二者択一で私は言つては行政上窮乏でございます。それは行政上窮乏でございます。それじゃ政令一本にするか、こりこりこりこりに二者択一でも整理の仕方はある。しかし、それだけが整

五一五号)(第二五三五号)(第二五
三六号)(第二五五四号)(第二五
五号)(第二五六二号)(第二五七

れた農村の社会的、経済的不公正を是正し、自由民主主義を基調とする新農村建設の第一歩として、農地補償の突

第二五三六号 昭和三十七年三月二十四日受理

第二五七六号 昭和三十七年三月一
十七日受理

解放農地補償に関する請願(八通)

請願者 茨城県行方郡麻生町
四、二九四 一村彰外
四百三十名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

第二五九号 昭和三十七年三月二

十八日受理

解放農地補償に関する請願(十一通)

請願者 山梨県北都留郡上野原
町西原四、五三三 宇
津木キク外十名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

第二六一二号 昭和三十七年三月二

十九日受理

解放農地補償に関する請願(七通)

請願者 宮崎県西諸郡都賀町
末永三五二 下正原昭
慶外二百五十九名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

第二六一三号 昭和三十七年三月二

十九日受理

解放農地補償に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市大原野
七 岩橋恵性外百九十
九名

紹介議員 中野 文門君

昭和二十一年十月二十一日公布の「自作農創設特別措置法」同二十五年七月制定の「自作農創設特別措置法及農地調整法の適用を受ける土地の譲渡に関する政令」により実施された農地改革は、耕作権尊重主義に基づく自作農創

設政策という趣旨によるものであるが、改革の実施は、連合国の日本弱体化政策という至上命令によつて、本来の改革目的を極度にゆがめられ、寺院においては保有地を許されず、所属農地は全面解放され、経済的経営に困難をきたし、その教化力の減退ははかり知れないものがある。本改革はまさに社会暴力革命にもひとしい冷酷無情な暴政であつたと断ぜざるを得ない。農業基本法の成立によつて、農政の根本的転換期に直面した現在、国会並びに政府は農地改革の不合理点と矛盾点を率直に認め、占領下において寺院が強制された経済的社会的公正と不合理を一日も早く是正するよう、また自由民主主義を基調とする平和な国家建設の第一歩としても解放農地補償を即時実施せられたいとの請願。

第二六一六号 昭和三十七年三月二

十九日受理

解放農地補償に関する請願(六通)

請願者 佐賀県神埼郡東脊振村
松隈 築地哲次外五名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

第二六一六号 昭和三十七年三月二

十三日受理

食糧管理法改正等反対に関する請願

請願者 福井市高屋町 小西平
一外百二十二名

紹介議員 野溝 勝君

食糧管理法の改正、農地法、農業協同組合法、農業災害補償法等の一部改正及び地主補償を国会で承認しないよう

にせられたいとの請願。

第二五三三三号 昭和三十七年三月二

十四日受理

食糧管理法改正等反対に関する請願

請願者 新潟県長岡市稲道町
横真治外二百四十四名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第二五一六号と同じである。

第二六〇〇号 昭和三十七年三月二

十八日受理

食糧管理法改正等反対に関する請願

請願者 福井市山室町 小野田
節子外二百八十二名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第二五一六号と同じである。

第二六一八号 昭和三十七年三月二

十九日受理

食糧管理法改正等反対に関する請願

請願者 福井県大野市水落山
川弘二外百二十二名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第二五一六号と同じである。

第二六一九号 昭和三十七年三月二

十九日受理

食糧管理法改正等反対に関する請願

請願者 福島県相馬郡飯館村
渡辺光二外二百七十六
名

紹介議員 大河原一孝君

この請願の趣旨は、第二五一六号と同じである。

第二五五六号 昭和三十七年三月二

十六日受理

北緯四十八度以南をさます漁網漁業に

対する国内規制措置の請願

請願者 富山県新城市古新町二
八〇 鷺北和雄

紹介議員 櫻井 志郎君

北緯四十八度以南をさます漁網漁業は、その歴史的経緯と一道十一県の漁業の実態からみて、漁業者の依存する度合がきわめて高く、しかもこの漁業は地方関連産業に与える影響は最も大きいものであり、規制措置のいかによつては、直接その漁民の生活並びに産業の振興に脅威を与える現状にあるため、関係漁業者はもとより、関連地方産業界全体がその措置について重大かつ積極的な関心を持つてゐる。又、日ソ両国間においてさます資源の完全な共同調査を行ない、その科学的根拠に基

づいて公平妥当であり、かつ、合理的な抜本的措置を講ずべきであり、科学的にまだ明確な結論のないままに規制だけを強化することは日ソ漁業条約の本旨にもとるものと考え、政府においては、本邦漁業の重要部門をもつ北緯四十八度以南漁網漁業の実態を十分考慮され、(一)三月七日政府発表の北緯四十八度以南をさます漁網漁業に対する休漁措置を撤回すること、(二)北緯四十八度以南をさます漁網漁業者、従業員及びその家族の生活維持のため全船出漁を期すること、(三)資源維持上必要とする規制措置は公平妥当にして、かつ、合理的なものとする事等について特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第二五六一号 昭和三十七年三月二

十七日受理

冷凍さますの滞貨一掃のための応急措置等に関する請願

請願者 東京都港区赤坂溜池町
一 全国漁業協同組合連
合会長 片柳真吉外十
四名

紹介議員 千田 正君

昭和三十六年度産冷凍さますの滞貨をすみやかに一掃するため必要な応急措置を講ぜられたいと、さます魚価維持上必要な恒久対策を昭和三十七年度の漁期開始以前に確立せられたいとの請願。

第二五七七号 昭和三十七年三月二

十七日受理

農業災害補償法の一部改正等促進に関する請願

請願者 茨城県新治郡出島村
長 塚本明外二千五百
三十七名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

する... じである... 三十七名

紹介議員 郡 祐一君 大森 創造君

現行の農業災害補償法については、その改正案と関連法案が前国会以来継続審議となつてゐるが、関係団体の利害得失等に關連して両法案の審議が正當に行なわれず、その推進は難航をきわめるのではないかと、おもむくところをうけ、各地に現行法の在り方のいかんにかかわらず、農業共済組合の解散をもつて不満を表明しようとする動きが察知されるから、昭和三十一年七月から実施できるよう、すみやかに農業災害補償法の改善並びに関連法案の制定を行ない、また、天変地異に対する全額国庫負担等、低所得にあえぎながら基礎産業に精根をかたむけて奮闘している農民の立場を十二分に考慮し、理解と同情のある法律を一刻も早く公布し、農民の地位を安定せられたことの請願。

第二五七八号 昭和三十一年三月二十七日受理

河川の改修、復旧工事に伴う被害漁業補償等に関する請願

請願者 京都市上京区丸太町釜座京都府内水面漁場管理委員会 松井佳一 外七名

紹介議員 井上 清一君

漁業法等の法律が改正されようとしてゐる今日、内水面漁業の振興発展上、(一)河川改修やその復旧工事が行なわれる場合被害漁民に対し、適切な国家補償を行なうこと、(二)かんがい及び砂防えん堤の災害復旧工事において、完全な魚道を設置すること、(三)漁業権の保護政策について、災害時に

おける助成、あるいは共済制度の確立、漁業権侵害者の取締りには適切な法的措置を講ずること、(四)内水面漁場管理委員会運営に要する国庫補助金を倍額に増加すること等の実現について配慮せられたことの請願。

第二六一七号 昭和三十一年三月二十八日受理

北洋さけ、ます漁業の自主規制措置撤回に関する請願

請願者 新潟県議會議長 佐伯 利作

紹介議員 小柳 牧衛君

第六回日ソ漁業交渉に際し、政府は、北洋漁業さけ、ます漁業の自主規制措置として、規制区域内の母船式独航船を二割、北緯四十八度以南流し網漁船を二割それぞれ削減する旨の方針を明らかにしたが、この措置が実施されると、従来の実績と比較して出漁船は百二十二隻減船し、これによつて一万五千トンないし二万トンにのぼる漁獲量が減取となり、さけ、ます漁業に壊滅的な打撃を与えることとなりまことに遺憾である。特に、新潟県のように、北洋漁業依存地域においては、この規制による影響はきわめて大きく、関係産業振興上容認できないものである。すでに漁期を目前にし、全船出漁を期して万般の態勢を整えている今日、休漁措置を含む過酷な規制措置を強行するならば漁業従事者は言うまでもなく、関係業界に与える不安と動揺ははかり知れないものがあるから、政府はこれらの実情にかんがみ、自主規制措置を撤回せられたことの請願。

四月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、漁業基本法案(衆)

漁業基本法案

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 漁業基本計画等(第三条・第六条)

第三章 漁場の利用(第七條・第十條)

第四章 漁業生産基盤の整備等(第十一條・第十三條)

第五章 漁業の共同化(第十四條)

第六章 水産物の価格及び流通(第十五條・第二十條)

第七章 漁業金融の円滑化(第二十一條)

第八章 試験研究等(第二十二條・第二十四條)

第九章 漁業災害対策等(第二十五條・第二十八條)

第十章 漁業労働者に対する措置(第二十九條・第三十條)

第十一章 漁村の生活文化水準の向上(第三十一條)

第十二章 漁業行政機構及び海外漁業振興会(第三十二條・第三十三條)

第十三章 漁政審議会(第三十四條・第三十九條)

附則

太平洋戦争後、わが国漁業は、漁船、漁具及び漁法の改善進歩並びに漁場の拡大に伴い、年々著しい伸長を示すに至つた。しかし、その伸長は、一様でなく、遠洋漁業及び沖合

漁業の急速な発展に比べて、沿岸漁業の生産性は、きわめて低い水準に停滞している。

わが国漁業の問題は、まず、漁業における階層分化が進み、その階層間の対立が激化して、中小漁業者が、生産及び流通の面において巨大漁業資本により圧迫、支配又は収奪をされ、その漁業経営がますます困難となつてゐることである。

次に、漁場は漁業者の共通の漁業生産の場であるが、その生産が個別的かつ無計画に行なわれてゐることである。そのために、特に沿岸漁業にあつては、零細な漁業経営の域を脱することができず、技術の進歩も阻害され、また、漁業者相互間の過当な競争が激化して、これらの漁業経営の安定が妨げられる結果となつてゐる。

更に、わが国漁業の急速な発展をささえてきた漁業の海外への進出が、公海漁業に対する国際的な制約の増大に伴い、近年よりやう困難となつてゐることである。

最後に、漁業労働者が前近代的な労働条件の下に放置されてゐることである。このことは、単なる労働問題であるばかりでなく、漁業経営そのものの近代化をはばむ障害ともなつており、その早急な改善が要求されるに至つてゐる。

しかも、近年における水産行政面の施策は、大資本漁業偏重に傾き、小規模の漁業者の没落に拍車をかけてゐる。

因は、以上の諸事態に対処し、漁業の生産力の発展を図るため各般にわたる諸施策を総合的に実施し、及

び漁業における階層間の格差を是正するために必要な措置を講ずる等により、漁民の所得を増大してその生活水準が他産業従事者のそれと均衡するようにするべき責任を有する。ここに、漁業に関する新たな政策の目標と原則を明らかにするため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、わが国漁業の構造改革を通じて、漁業生産力の発展、漁業における階層間の格差の是正等を図ることにより、漁民の所得及び生活水準が他産業に従事する者のそれと同一水準になるように高め、あわせて漁村と都市との間の生活文化水準の格差を解消するとともに国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(国の責任)

第二条 国は、前条の目的を実現する責任を負う。このため、国は、漁業に關し、その対策全般にわたる、必要な施策を総合的かつ計画的に講じなければならない。

第二章 漁業基本計画等(漁業基本計画)

第三条 政府は、第一条の目的を実現するため、長期の漁業基本計画を樹立し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

2

前項の漁業基本計画には、水産物の需給計画、漁場の開発、改良及び荒廃の防止に関する計画、漁場の利用計画、水産資源の保護培養計画、漁港の整備計画、漁業の共同化に関する計画、水産物の流

通の合理化に関する計画、水産業に関する調査、試験研究及び教育に関する計画、漁村の生活文化水準の向上に関する計画並びにこれらの計画を実施するのに必要な財政金融計画を含むものとする。

3 政府は、第一項の規定により漁業基本計画を樹立するには、あらかじめ、漁政審議会の議決を経なければならぬ。

4 政府は、第一項の漁業基本計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、その定めた漁業基本計画を変更し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。この場合には、前項の規定を準用する。

(漁業年度計画)

4 政府は、前条第一項の漁業基本計画に基づき、毎年度、翌年度の漁業年度計画を樹立し、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十七條の規定による予算の提出と同時にこれを国会に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の漁業年度計画については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

(漁業報告)

5 政府は、毎年度、前条第一項の規定による漁業年度計画の提出と同時に前年度の漁業年度計画の実施の結果の報告書及びその年度の漁業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

(予算の確保)

6 政府は、第四条第一項の漁業年度計画を実施するために必要

な経費を予算に計上しなければならない。

第三章 漁場の利用

7 国は、漁業生産力の発展と水産資源の保護とを図るとともに公正な漁業生産の秩序を確保するため、漁場の利用について必要な施策を総合的かつ計画的に講じなければならない。

2 前項の場合において、国は、中小漁業者の漁場の利用が確保されるよう特に配慮しなければならない。

(漁業権に係る漁業の免許)

8 国は、漁業権に係る漁業の免許は、原則として漁業協同組合に対して行なうものとする。

(母船式漁業)

9 国は、母船式漁業は、別に法律で定めるところにより、政府の監督の下に置かれる母船式漁業公社がこれを行なうものとする。

(国際的な漁場の利用)

10 国は、国際的な漁業調査が必要とされる公海における漁場の利用に関し、関係国との協調の下にわが国の漁業者の公正な利益を図るよう努めなければならない。

第四章 漁業生産基盤の整備

11 国は、漁業生産力の発展を図るため、漁場の開発、改良及び荒廃の防止、漁港の整備その他の漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護増進に必要な措置を講じなければならない。

(中小漁業者の資本整備の高度化)

12 国は、中小漁業者の漁業の生産性の向上を図るため、その漁船、漁具、養殖施設その他の資本整備の高度化に必要な措置を講じなければならない。

(漁業用資材等の確保)

13 国は、漁業者に対し、主要な漁業用の資材又は飼料の安価な供給を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第五章 漁業の共同化

14 国は、漁業経営の合理化を図るため、漁業協同組合、漁業生産組合その他の漁業者の協同組織を育成強化しなければならない。

第六章 水産物の価格及び流通

15 国は、生産費及び所得補償の原則に基づき主要な水産物の価格を支持し、及びその安定を図るために必要な施策を講じなければならない。

2 前項の場合において、国は、同項の施策に漁業者の意見が反映するようにするため必要な措置を講じなければならない。

(流通の合理化)

16 国は、水産物の流通の合理化を図るため、水産業協同組合が行なう運搬、加工、保管又は販売の事業につき助成の措置を講じなければならない。

17 国は、水産物の取引の円滑化を図るため、公営の水産物卸売市場を整備拡充するための措置

を講じ、特に必要がある場合には国営の水産物卸売市場を開設するものとする。

(需要の拡大)

18 国は、国民の食生活の改善を図ることにより、食料の消費構造を高度化して、水産物の需要を拡大するよう努めなければならない。

(輸出振興)

19 国は、水産物の輸出を振興するため、海外市場の開拓及び拡大、輸出秩序の確立等に必要な措置を講じなければならない。

(輸入制限等)

20 国は、水産物の安定に資するため、国内産水産物と競合する外国産水産物について、関税の適正化、輸入制限その他必要な措置を講じなければならない。

第七章 漁業金融の円滑化

21 国は、中小漁業者に対する長期低利資金の確保を図るとともに、漁業者の蓄積資金の漁業への還元利用に必要な措置を講じなければならない。

第八章 試験研究等

22 国は、水産業に関する試験研究施設及び調査施設の拡充を図るとともに、水産業に関する効率的な試験研究及び調査の実施を確保するため、総合的な施策を講じなければならない。

(普及指導の推進)

23 国は、水産業又は漁民の生活の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導を推

進するため必要な措置を講じなければならない。

(教育の振興)

24 国は、近代的な漁業経営のにない手としての人材の養成及び確保を図るため、水産業に関する教育の振興その他必要な措置を講じなければならない。

第九章 漁業災害対策等

25 国は、災害による漁場、漁港及び漁業用共同施設の被害については、その負担において、復旧を図らなければならない。

(漁船等の災害補償制度の整備)

26 国は、災害による漁船及び漁具の損害が十分補てんされるようこれらに関する災害補償の制度を整備しなければならない。

(漁業共済制度の確立)

27 国は、不漁又は養殖に係る水産動植物の災害による逸出、流失等による漁業者の損失が十分に補てんされるよう漁業共済制度を確立しなければならない。

(漁船の遭難防止)

28 国は、漁船の遭難を防止するため、気象観測施設の拡充、漁船の通信設備の整備、避難港の整備等に必要な措置を講じなければならない。

第十章 漁業労働者に対する措置

29 国は、漁業労働者の就業機会の増大、賃金その他の労働条件の改善、漁船内の労働と生活

の環境の改善等を図るために必要

置かれる海外漁業振興会にこれら

付則

の環境の改善等を図るために必要な措置を講じなければならない。

(社会保険制度の整備)

第三十条 国は、漁業労働者の福祉を増進するため、そのすべてが労働者のための社会保険に加入することとなるようその制度を整備しなければならない。

第十一章 漁村の生活文化水準の向上

(漁村の生活文化水準の向上)

第三十一条 国は、漁民の生活改善及び漁民の生活の集団化を図り、並びに漁村における交通、通信、水道、文教、保健及び社会保障の施設を整備し、すみやかに漁村と都市との間の生活文化水準の格差を解消するように努めなければならない。

2 国は、漁民の所得の増大に資するため、漁民があわせて営む副業の振興に必要な措置を講じなければならない。

第十二章 漁業行政機構及び海外漁業振興会

(漁業行政機構の整備)

第三十二条 国は、この法律に基づいて講ぜられるべき諸施策の円滑な遂行を確保するため、漁業行政機構を整備するとともに、その運営の改善に努めなければならない。

(海外漁業振興会)

第三十三条 海外に基地を設けて行なう漁業及び海外において外国人と協力して行なう漁業の健全な発展を図るため、別に法律で定めるところにより、政府の監督の下に

置かれる海外漁業振興会にこれらの漁業に関する調査、情報の提供、あつせん、連絡等の業務を行なわせるものとする。

第十三章 漁政審議会

(設置)

第三十四条 総理府に、附属機関として、漁政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第三十五条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項をつかさどるほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じてこの法律の施行に関する重要事項を調査審議し、及びこれについて内閣総理大臣又は関係各大臣に建議することができる。

(組織)

第三十六条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、漁業者を代表する者及び前条に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第三十七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第三十八条 審議会の庶務は、農林大臣官房において処理する。

(委任規定)

第三十九条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中農政審議会の項の次に次のように加える。

漁政審議会	漁業基本法(昭和三十一年法律第百一十号)の規定によりその権限に属せられた事項を行なうこと。
-------	---

昭和三十七年四月十九日印刷

昭和三十七年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局